

医京

No.2228

令和4年9月1日

報都

毎月2回（1日・15日）発行 購読料・年6,000円

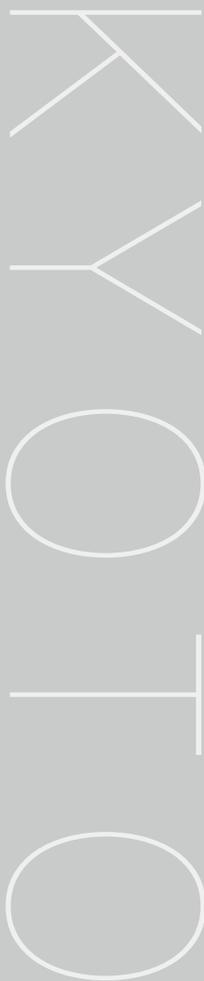
9.1
2022
September

KYOTO

かかりつけ医の制度化に対する府医の見解
オンライン資格確認に係る
加算の見直しなどを答申—中医協
医療情報・システム基盤整備体制充実加算を新設

目次

- 2 かかりつけ医の制度化に対する府医の見解
 - 4 WEB 臨床研修屋根瓦塾 KYOTO を開催
 - 6 第 48 回京都医学会 (Web 開催)
 - 8 府医ドクターバンクのご案内
 - 10 医療事故調査制度『相談窓口』のお知らせ
 - 11 学術講演会における「確認問題」
 - 17 会員の声
 - 18 地区だより
 - 23 お知らせ
 - ・日医かかりつけ医機能研修制度 令和 4 年度 DVD 研修会開催のご案内
 - ・第 1 回医療安全講演会 開催のお知らせ
「テーマ：医療メディエーター」
 - ・医療機関の医師の宿日直許可に関する取り扱いについて
 - 33 会員消息
 - 36 理事会だより
-



付 録

保険だより

- 1 オンライン資格確認に係る加算の見直しなどを答申—中医協医療情報・システム基盤整備体制充実加算を新設
- 5 食物アレルギー疾患生活管理指導表について
- 7 後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る周知広報ポスター等の掲示について
- 8 労災診療費算定実務研修会の開催について（ご案内）
- 9 新型コロナウイルス検査等に係るQ&Aについて
- 10 検査料の点数の取り扱いについて 8月1日から
- 11 患者の疾病または負傷が第三者行為によって生じたと認められる場合におけるレセプトの記載について
- 12 公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取り扱いについて
- 13 被保険者証の無効通知について

地域医療部通信

- 1 京都市高齢者インフルエンザ予防接種について
- 3 産業保健研修会のご案内（令和4年10月～11月）
- 7 京都府立医科大学附属病院からのお知らせ
第19回地域連携カンファレンス開催のご案内（当番診療科：感染症科）
- 9 京都府立医科大学附属病院からのお知らせ
第20回地域連携カンファレンス開催のご案内（当番診療科：内分泌・糖尿病・代謝内科）
- 11 大阪府医師会健康スポーツ医学講習会「前期」開催のご案内

在宅医療・地域包括ケアサポートセンター通信

- 1 第1回「京都在宅医療塾 探究編」（Web講習会）開催のご案内
- 3 第2回「京都在宅医療塾 探究編」（Web講習会）開催のご案内

在宅医療・地域包括ケアサポートセンター 認知症対策通信

- 1 認知症対応力向上多職種協働研修会（綾部・福知山）開催のご案内
- 4 かかりつけ医認知症対応力向上研修（Web開催）開催のご案内

介護保険ニュース

- 1 「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」の一部改正について
-

かかりつけ医の制度化に対する府医の見解

「かかりつけ医」のあり方については、日医においてワーキンググループが設置され、本格的な議論が開始されているところです。

府医としても、6月の府医定時代議員会で採択された決議の内容（京都医報 No.2225 7月15日号 P.10 参照）を踏まえ、改めて「かかりつけ医」のあり方に対する府医の考えを以下にお示しします。

府医は、かかりつけ医は「制度化」するのではなく、その機能をより強化することで国民の信頼に応えることが重要であると考えています。

財務省は、新型コロナウイルス流行当初にかかりつけ診療所が受け入れ困難であったことを捉えて、かかりつけ医機能が十分に機能しなかったと解釈し、かかりつけ医の制度化を図ろうとしています。ご承知のように、流行当初の国の方針は、感染拡大を防ぐために受診に一定の制限をかけたのですが、財務省はこれを医療機関側の問題にすり替えています。

この狙いはかかりつけ医機能の要件を法制上明確化することによって、かかりつけ医を登録制とし、さらには患者一人あたりの定額制導入によって医療費を抑制することにあります。これは人頭払い制の導入にほかならず、国が医療費をコントロールすることが可能となり、包括払い制の拡大に拍車がかかります。

このようにかかりつけ医の制度化はフリーアクセスや出来高払い制を柱としてきた国民皆保険制度を崩壊へと導きます。こういった事態を阻止するために、府医では、6月18日開催の定時代議員会において、かかりつけ医の制度化に反対する旨の決議を採択し、関係各所に送付したところです。

また、財政制度等審議会において「(かかりつけ医の) 制度的対応が不可欠であり、具体的には、①地域の医師、医療機関等と協力している、②休

日や夜間も患者に対応できる体制を構築している、③在宅医療を推進している」といったかかりつけ医機能の要件を法制上明確化した上で、これらの機能を備えた医療機関をかかりつけ医として認定するなどの制度を設けること、こうしたかかりつけ医に対して利用希望の者による事前登録・医療情報登録を促す仕組みを導入していくことを、段階を踏んで検討していくべきである」と記しています。

さらに、「必要な機能を備えたかかりつけ医の普及・定着の観点から、認定を受けたかかりつけ医による診療について定額の報酬も活用して評価していく一方で、登録をしておらず医療機関側に必要な情報がないにもかかわらずあえてこうしたかかりつけ医に受診する患者にはその全部または一部について定額負担を求めることを、かかりつけ医の制度化に併せて検討していくべきである」と主張しています。

一方、政府は2013年8月にまとめた社会保障制度改革国民会議の報告書において「患者のニーズに見合った医療を提供するためには、医療機関に対する資源配分に濃淡をつけざるを得ず、しかし、そこで構築される新しい提供体制は、利用者である患者が大病院、重装備病院への選好を今の形で続けたままでは機能しない。さらにこれまで、ともすれば「いつでも、好きなところで」と極めて広く解釈されることもあったフリーアクセスを、今や疲弊おびただしい医療現場を守るためにも「必要な時に必要な医療にアクセスできる」と

いう意味に理解していく必要がある。そしてこの意味でのフリーアクセスを守るためには、緩やかなゲートキーパー機能を備えた「かかりつけ医」の普及は必須である」とまとめています。

また、本年6月には「かかりつけ医機能が発揮される制度整備を行う」ことが明記された骨太の方針2022が閣議決定されています。

これらに対して日医は、4月20日付で中川日医会長（当時）からかかりつけ医のあり方を整理した「国民の信頼に応えるかかりつけ医として」を会員の先生方に直接送付するとともに、記者会見でもその内容を説明しています。

本内容は6月1日号保険医療部通信にも掲載し、会員の先生方にお知らせしておりますので、今一度、ご確認ください。

2023年版「医師日記」斡旋

例年どおり、日本医師会製作の「2023年版医師日記（手帳）」を斡旋します。ご希望の方は、代金を添えて府医総務課（TEL：075-354-6102）までお申し込みください。

記

- ◇仕様
- ・表紙 羊皮スウェード（濃紫色）透明カバー付
 - ・サイズ 95×160mm（本体78×150mm）
 - ・2022年12月から2024年6月までの月間スケジュールおよび2022年12月から2023年3月までの週間スケジュール
※2024年1～3月の月間スケジュールを追加いたしました。
 - ・付属品 日本医師会・都道府県医師会役員名簿、鉛筆（紐付き）
- ◇価格 1冊2,300円
- ◇申込方法 氏名、地区、医療機関名、医師日記の送付先をご記入の上、代金とともに現金書留にてご送付ください。
- ◇支払方法 現金書留
- ◇送付先 京都府医師会 総務課（〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6）
- ◇申込締切日 10月14日（金）
（現品は12月上旬にお送りします）

令和4年度 WEB 臨床研修屋根瓦塾 KYOTO を開催

府医では、令和4年7月23日(土)、COVID-19の第7波の感染拡大を考慮し、昨年に引続きWEB会議システムを用いて「臨床研修屋根瓦塾 KYOTO」を開催した。

「臨床研修屋根瓦塾 KYOTO」の特徴は、1年目、2年目の研修医が所属病院、性別、年数の異なるチームを組み、府医会館の会議室や京都府医療トレーニングセンター（以下、府医トレセン）のラボに設置された様々なテーマのブースを回ることで、多くの知識、スキルを習得することができる仕組みである。とりわけ、府医トレセンのブースでは、シミュレーターを使つての実践志向のトレーニングを提供しており、研修医にとつても効果的なスキルアップの場となっている。

今年も Web 開催となったことで、府医トレセンでのハンズオンの提供は叶わず、座学に限定されていたものの、Web 会議システムのブレイクアウトセッション機能をブースに見立てて展開することができた。

当日は全国から26名が参加し、他の病院の臨床研修医がどのような実力を持っているかを肌で感じるとともに、明日の臨床で使える知識の習得、自身のレベルアップ、スキルアップ、コミュニケーションの強化に努めた。

タスクフォースは、府医トレセンのラボ、カンファレンスロビー等を使用し、ブースを細かく分け、感染対策を実施した上で、府医会館からシナリオを配信した。

今回の症例テーマとしては、総勢17名のタスクフォースが、救急（中毒）、循環器内科（心エコー）、総合内科A（めまい）、総合内科B（院内発熱）の4テーマにわかれてシナリオを提供。WEB上ではあるものの、リアル開催に引けを取らない展開が見られた。

参加者アンケートからも、通信状況の不安定さなど、WEBのデメリットが示されたものの、全国、遠隔地から自宅で参加できるメリットも多数挙げられたほか、継続しての開催を求める声も挙がった。

参加者の声…

- ・勉強になることばかりでした。ありがとうございました。
- ・今後の診療に生かせそうな学びを得ることができ、よかった。また他の1年目の様子を知ることができ、モチベーションが高まった。
- ・オンラインでもとても勉強になったのですが、心エコーなどの手技はやっぱり実地で研修したいと思いました
- ・めまい、院内発熱はすぐにでも使えてとても良かったです。
- ・遠方でも参加でき、他の研修医の知識や考え方をうかがうことができ、非常に面白かったです。
- ・難易度がちょうどよく、とても頭に入りやすかったです。知っている内容についても知識を整理でき、より分かりやすく説明できるようになったと思います。
- ・これからも続けてほしいです。
- ・身近な事柄を題材にしていただけに興味をもって受けることができました。

府医では引き続き、このコロナ禍においても、研修医、若手医師の研鑽の場を確保すべく、工夫を凝らしながら開催方法を検討し、Webであっても「スキルアップ」、「レベルアップ」、「ネットワークの構築」が可能な取組みを模索していきたい。

◇令和4年度 WEB 臨床研修屋根瓦塾 KYOTO タスクフォース

(順不同・敬称略)

統括	瑞慶覧聡太	京都府立医科大学
監修(塾長)	小山 弘	京都医療センター
統括補佐	松原 慎	京都府立医科大学
	大阿久達郎	京丹後市立弥栄病院
救急	奥村 尚稔	市立福知山市民病院
	大江 熙	京都府立医科大学
	武部弘太郎	京都府立医科大学附属病院
循環器	杉本 健	京都田辺中央病院
	坂上 雄	京都中部総合医療センター
	北村 道敬	京都中部総合医療センター
	吉田 詩織	京都府立医科大学附属病院
総合A(めまい)	山本 慎大	松下記念病院
	川西 美香	京都田辺中央病院
	堀田 亘馬	洛和会音羽病院
総合B(院内発熱)	田中 孟	洛和会音羽病院
	藤田 凱斗	京都府立医大附属北部医療センター
	稲葉 哲士	市立福知山市民病院



第48回京都医学会（Web開催）

今年度48回目を迎える京都医学会を9月25日(日)に開催いたします。本学会は会員の生涯教育と会員相互の交流をはかる場として昭和50年来開催され、生涯教育充実の面からも欠かせないものとして定着しております。午前中には、会員の一般演題・初期研修医セッションを、午後には特別講演・シンポジウムを予定しております。

新型コロナウイルスの情勢を鑑み、会場参加は取りやめ、WEB配信にて開催いたしますので、会員各位におかれましては、学会成功のためにも、積極的なご参加を是非ともお願いいたします。

◆会 期 令和4年9月25日(日) 9:30～15:30 Live配信
9月26日(月)～10月30日(日) アーカイブ配信

◆と ころ Web配信
学会ホームページ (<https://kyotoigakukai.jp/>)



◆プログラム

一般演題・初期研修医セッション <9:30～11:30>

会長挨拶／学術賞・学術研鑽賞表彰 <12:00～12:15>

特別講演 「コロナ禍をふまえた地域医療構想」 <12:15～13:15>

講 師 産業医科大学 公衆衛生学 教授 松田 晋哉 氏
座 長 京都府医師会 副会長 北川 靖

シンポジウム 「コロナ禍で医療提供体制はどう変わったか？」 <13:15～15:30>

総括者 京都府医師会 副会長 谷口 洋子

「コロナ禍で経験した病院における医療提供体制」

京都府病院協会 会長 辰巳 哲也 氏

「コロナ禍における在宅医療とその普遍的な価値とは」

たなか往診クリニック 院長 田中 誠 氏

「ホテル療養の現場から」

京都府医師会 理事 武田 貞子

ディスカッション

◆参加申し込み

参加費は無料です。

【WEB 視聴】 事前申し込みは不要です。公開期間内に学会ホームページ(<https://kyotoigakukai.jp/>)よりご登録ください。

◆単 位 9月25日のLive配信（特別講演：12：15～13：15／シンポジウム：13：15～15：30）をご覧いただいた先生には、下記の研修単位を取得していただけます（事務局にて視聴記録を確認します）。

注：日本臨床内科医会単位をご希望の方は、9月25日(日)午後4時までに事務局（gakujuutu@kyoto.med.or.jp）にお申し出ください。

- ・日医生涯教育講座 計3単位
特 別 講 演：CC：12. 地域医療（1単位）
シンポジウム：CC：10. チーム医療（2単位）
- ・日本臨床内科医会認定医制度 5単位

◆詳細については、学会ホームページでもご覧いただけます。

<https://kyotoigakukai.jp/>（「第48回京都医学会」）

お問い合わせは 京都府医師会 学術生涯研修課まで

TEL 075-354-6104 FAX 075-354-6074

Eメール：gakujuutu@kyoto.med.or.jp

主 催 一般社団法人京都府医師会

第48回 京都医学会 WEB開催

令和4年(2022年)

Live配信 9月25日(日) ▶ 9:30 WEB開催

9月26日(月)～10月30日(日) 参加費無料

一般演題・初期研修医セッション 9:30～11:30 LIVE配信・アーカイブ配信

会長挨拶/学術賞・学術研習賞 表彰 12:00～12:15 LIVE配信・アーカイブ配信

京都府医師会 会長 松井 達彦

特別講演 12:15～13:15 LIVE配信・アーカイブ配信

「コロナ禍をふまえた地域医療構想」

演 者/産業医科大学 公衆衛生学 教授 松田 晋也 氏

座 長/京都府医師会 副会長 北川 晴

シンポジウム 13:15～15:30 LIVE配信・アーカイブ配信

「コロナ禍で医療提供体制はどう変わったか?」

司 会 京都府医師会 副会長 谷口 洋子

「コロナ禍で経験した病院での医療提供体制」

京都府医師会 会長 原田 哲也 氏

「コロナ禍における在宅医療とその他の普遍的な価値とは」

ななみ診療クリニック 院長 田中 謙次

「本宅介護員の現場から」

京都府医師会 理事 武田 貞子

ディスカッション

第48回 京都医学会 WEB開催

京都府医師会 学術生涯研修課 TEL(075)354-6104 FAX 354-6074 E-mail gakujuutu@kyoto.med.or.jp

一般社団法人 京都府医師会 <https://www.kyotoigakukai.jp/>



京都府医師会 ドクターバンクのご案内

京都府医師会ドクターバンクは京都府内の医療機関に対して、登録医師を紹介する制度です。
 ★利用料はいただきません。 ★対象は医師（常勤・非常勤）です。
 ※求人・求職（雇用形態等）に関するお問合せにつきましては、京都府医師会ドクターバンク（TEL 075-354-6104
 FAX 075-354-6074）までご連絡ください。直接医療機関へ連絡することはご遠慮ください。

医師バンク

○は新規掲載医療機関です

<京都市>

医療機関名	所在地	募集科目
京都鞍馬口医療センター	北区小山下総町 27	内・神内・救急
京都博愛会病院	北区上賀茂ケシ山 1	リハ・整形外科・神内・精
富田病院	北区小山下内河原町 56	循内・整形外科・他
京都からすま病院	北区小山上総町 14	消内・神内・整形外科
北山武田病院	北区上賀茂岩ヶ垣内町 99 番地	内・形外
堀川病院	上京区堀川通今出川上ル北舟橋町 865	呼内・消内・腎内
京都回生病院	下京区中堂寺庄ノ内町 8-1	内・外・整形外科
明石病院	下京区西七条南衣田町 93	内・外
康生会武田病院	下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5	内・救急
たなか睡眠クリニック	下京区四条通柳馬場西入立売中之町 99 四条 SET ビル5階	内・呼内・循内・精・耳
医療法人社団恵心会京都武田病院	下京区西七条南衣田町 11 番地	消内・泌・外
医道会十条武田リハビリテーション病院	南区吉祥院八反田町 32 番地	循内・整形外科・リハ
光仁病院	南区四ツ塚町 75	内・皮
京都民医連中央病院	右京区太秦土本町 2-1	内・リハ・外
嵯峨野病院	右京区鳴滝宇多野谷 9	内・呼内・老年
京都市立京北病院	右京区京北下中町鳥谷 3	内・外・整形外科
国立病院機構宇多野病院	右京区鳴滝音戸山町 8	消内・脳外・リハ
京都ならびがおか病院	右京区常盤古御所町 2	内・神内・精
○ さいきょうクリニック	右京区西院北矢掛町 39 番地 1	内・糖内
吉川病院	左京区聖護院山王町 1	内・整形外科
くみこクリニック	左京区下鴨南野々神町 2-9	皮・美外
京都大原記念病院	左京区大原井出町 164	内・神内・脳外・整形外科
京都近衛リハビリテーション病院	左京区吉田近衛町 26	内・神内・脳外・整形外科
○ 京都民医連あすかい病院	左京区田中飛鳥井町89	内
洛西ニュータウン病院	西京区大枝東新林町 3-6	内・整形外科
京都桂病院	西京区山田平尾町 17 番	内（一般）・麻・救急
育生会京都久野病院	東山区本町 22 丁目 500 番地	整形外科・救急・内・外・リハ
鈴木形成外科	東山区大橋町 89-1	アレ・皮
洛和会音羽病院	山科区音羽珍事町 2	内・救急・麻
洛和会音羽リハビリテーション病院	山科区小山西溝町 32-1	内・リハ
洛和会音羽記念病院	山科区小山西鎮守町 29-1	内・腎内・血外
京都東山老年サナトリウム	山科区日ノ岡夷谷町 11	内・精・リハ
蘇生会総合病院	伏見区下鳥羽広長町 101	内・呼内・脳外
老健施設あじさいガーデン伏見	伏見区向島二ノ丸町 151-81	内
医仁会武田総合病院	伏見区石田森南町 28-1	内・産婦・救急
伏見桃山総合病院	伏見区下油掛町 895	腎内・神内・内
介護老人保健施設京しみず	伏見区羽束師古川町 177	内・呼内・循内
京都府赤十字血液センター	伏見区中島北ノ口町 26	
京都南西病院	伏見区久我東町 8 番地の 22	内・老年
○ 高生会ホームケアクリニック	伏見区深草直違橋 4 丁目 359-1	整形外科

<宇治市・城陽市・久御山町・八幡市・京田辺市・相楽郡>

医療機関名	所在地	募集科目
宇治武田病院	宇治市宇治里尻 36-26	循内・眼・放
京都工場保健会宇治支所	宇治市広野町成田 1 番地 7	内・循内・婦
六地藏総合病院	宇治市六地藏奈良町 9 番地	内・整外・リハ
宇治病院	宇治市五ヶ庄芝ノ東 54-2	内・整外・消内・呼・放
宇治徳洲会病院	宇治市榎島町石橋 145	腎内・児・麻
京都岡本記念病院	久御山町佐山西ノ口 100	内・外・麻
ほうゆうリハビリテーション病院	城陽市寺田垣内後 43-4	内・消内・糖内
男山病院	八幡市男山泉 19	内・消内・整外
八幡中央病院	八幡市八幡五反田 39-1	内・神内・消内・循内・リハ
石鏡会京都田辺中央病院	京田辺市田辺中央 6 丁目 1 番地 6	内・救急
石鏡会京都田辺記念病院	京田辺市田辺戸絶 1 番地	リハ
不動園診療所	宇治市白川東山 15 番地	精神・外
学研都市病院	相楽郡精華町精華台 7 丁目 4-1	内・循内
精華町国民健康保険病院	相楽郡精華町祝園砂子田 7 番地	内

<亀岡市・南丹市・船井郡・綴喜郡>

医療機関名	所在地	募集科目
亀岡病院	亀岡市古世町 3 丁目 21 番 1 号	内
亀岡シミズ病院	亀岡市篠町広田 1 丁目 32-15	消内
明治国際医療大学附属病院	南丹市日吉町保野田ヒノ谷 6-1	内・神内・外・麻
国保京丹波町病院	船井郡京丹波町和田大下 28 番地	内
国保京丹波町病院和知診療所	船井郡京丹波町本庄今福 5 番地	整外
特別養護老人ホームいでの里	綴喜郡井手町井手弥勒 1-1	内

<綾部市・福知山市・舞鶴市>

医療機関名	所在地	募集科目
京都協立病院	綾部市高津町三反田 1	内・消内・整外
綾部ルネス病院	綾部市大島町二反田 7-16	内・外・脳外
静寿会渡辺病院	福知山市宇牧 1616-1	内・外・リハ
松本病院	福知山市土師宮町 2 丁目 173 番地	内・循内・整外
舞鶴赤十字病院	舞鶴市宇倉谷 427	内・消内・神内
舞鶴共済病院	舞鶴市宇浜 1035	内・放・救急
医誠会東舞鶴医誠会病院	舞鶴市大波下小字前田 765-16	精・内
介護老人保健施設エスベラル東舞鶴	舞鶴市大波下小字前田 765-16	内・他
市立舞鶴市民病院	舞鶴市宇倉谷 1350-11	内

<宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町>

医療機関名	所在地	募集科目
宮津武田病院	宮津市鶴賀 2059-1	内・外
介護老人保健施設リハ・ヴィラなぎさ苑	宮津市宇須津 2668 番地 1	内
京丹後市立弥栄病院	京丹後市弥栄町溝谷 3452-1	内・外・児・産
京丹後市立久美浜病院	京丹後市久美浜町 161	内
丹後ふるさと病院	京丹後市網野町小浜 673	内・消内・皮

診療所継承

- | | |
|--|--|
| ○ 行政区 木津川市 診療科 婦・内・産 (分娩なし)
概要 賃貸, 土地 (406㎡), 建物 (197㎡) | 行政区 相楽郡精華町 診療科 内・アレ・リハ・(児)
概要 賃貸, 土地 (約 32 坪), 建物延 (約 180㎡) |
| ○ 行政区 左京区 診療科 眼
概要 賃貸 (テナント 60㎡) ※柔軟な応対可 | 行政区 八幡市
概要 その他詳細についてはお問い合わせください |
| 行政区 左京区 診療科 整外 (肛も可能)
概要 賃貸, 土地 (493.92㎡), 建物 (500.17㎡) | 行政区 北区 診療科 内・児
概要 賃貸, 土地 (141.73㎡), 建物 (138.56㎡)
※引き渡しについての詳細はお問い合わせください |
| 行政区 左京区 診療科 眼
概要 譲渡, 土地 (約 90 坪), 建物 (約 110㎡) | 行政区 北区 診療科 耳
概要 賃貸, 土地 (104.07㎡), 診療所面積 (67.12㎡) |
| 行政区 伏見区 診療科 外・整外・肛・内
概要 譲渡または賃貸, 土地 (約 460㎡), 建物 2 階建て, 一部 3 階と地階 (計約 480㎡) | 行政区 西京区 診療科 胃・外・整外
概要 賃貸, 土地 (403.12㎡), 建物 (321.80㎡) |
| 行政区 山科区 診療科 眼
概要 譲渡, 土地 (36.74㎡), 建物 (105.05㎡) | |

◆運用について

※登録情報につきましては、厳重に管理し、登録者の個人情報の保護に努めます。

※求職登録につきましては、いただいた求職票を京都府医師会ドクターバンクで保管しますが、ホームページには公開しません。

府医でも参照は関係者のみとし、限定的に取り扱いをさせていただきます。

府医ドクターバンクホームページ <https://www.kyoto.med.or.jp/member/bank/index.html>

医療事故調査制度『相談窓口』のお知らせ

各医療機関におかれましては、万が一、対象となる死亡事案が発生した際には、適切な対応をお願いするとともに、京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会（窓口：府医）にご相談ください。

医療事故調査・支援センター（一社）日本医療安全調査機構

- 医療事故 相談専用ダイヤル 03-3434-1110
- 対応時間 午前7時～午後11時
- URL <http://www.medsafe.or.jp/>

京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会（一社）京都府医師会 医療安全課

- 専用電話 075-354-6355
- 対応日時 平日 午前9時～午後6時 土曜日 午前9時～午後12時
（※休日・夜間については、医療事故調査・支援センターで対応）
- メールアドレス jikocho@kyoto.med.or.jp
- URL <https://www.kyoto.med.or.jp/ma/>
- 相談内容 ①制度概要に関する相談
②事故判断への相談
③院内事故調査への技術的支援
(1)外部委員の派遣 (2)報告書作成支援 (3)解剖・Ai 実施支援

京都府医師会医療事故調査支援団体連絡協議会 動画配信のご案内

協議会のWEBサイトにて、以下の動画を配信しています。

医療事故調査制度における疑問にお答えする形で、これまでに寄せられた質問を中心に、京都府医師会：松村由美理事が疑問にお答えします。是非、ご覧ください。



■ 内 容

1. 対象事案かどうかの判断について
 - (1) 医療事故調査制度が検討されたきっかけ
 - (2) “予期しない患者死亡事案”への2つの対応
 - (3) 米国 ベン・コルブ君(7歳)死亡事例(1995年)
2. 事故発生時に対処しなければならない内容は
3. センターへの報告はどうすればよいか
4. センター報告後の自院での動きは
 - (1) 調査報告書（案）前半部分を準備する
5. 院内事故調査委員会の運営について
6. 調査報告書の作成について
7. ご遺族への調査結果説明について
8. その他
9. 他の医療機関はどうやって取組んでいるのだろうか？

第18回 京滋 IBD コンセンサスミーティング

とき：5月28日(土) ところ：WEB 配信

「療養・就労両立支援を目指した IBD の病診連携と治療戦略」

よこやま IBD クリニック 院長 横山 正氏

設問 1 就労・療養両立支援指導料（初回算定 800 点）の対象疾患ではないものは以下のどれか？

- ① 潰瘍性大腸炎
- ② クローン病
- ③ うつ病
- ④ 若年性認知症
- ⑤ 糖尿病

解答 1 ③ うつ病

解説 1 うつ病にはリワークなど別のシステムがあるからと考えられる。

就労・療養両立支援指導料（初回 800 点，3 月以内 2 回目以降 400 点）

平成 30 年度の診療報酬改定 悪性腫瘍

令和 2 年度の診療報酬改定 脳血管疾患，肝疾患，指定難病

（①潰瘍性大腸炎，②クローン病）

令和 4 年度の診療報酬改定 心疾患，糖尿病，若年性認知症

設問 2 炎症性腸疾患の病態を評価する基準の中で，患者報告アウトカム PROM (Patients Reported Outcome Measures)：とは考えにくいものはどれか？

- ① IBD-Q
- ② Mayo Score
- ③ WPAI (Work Productivity Activity Index)
- ④ SF-36

解答 2 ② Mayo score

UC-DAI スコアと Mayo スコア (部分 Mayo スコア : pMayo は内視鏡検査がないもの)

UC-DAI スコア : Ulcerative Colitis – Disease Activity Index スコア

「排便回数」, 「血便」, 「粘膜所見 (内視鏡検査)」 および 「医師による全般的評価」 の 4 つの評価項目の合計スコアを UC-DAI スコアとする。

排便回数	スコア
正常回数* ¹	0
正常回数より 1 ~ 2 回多い	1
正常回数より 3 ~ 4 回多い	2
正常回数より 5 回以上多い	3

血 便	スコア
血便なし	0
わずかに血液 (縞状) が付着する	1
明らかな血液の混入が見られる	2
大部分が血液である	3

粘膜所見 (内視鏡検査)	スコア
以下の活動性病変を認めない	0
発赤, 血管透見像不明瞭, 軽度の易出血性, 粘膜細顆粒	1
易出血性, 顕著な発赤, 血管透見像の消失, びらん, 膿性滲出物	2
潰瘍, 自然出血	3

医師による全般的評価* ²	スコア
活動性の症状はみられない	0
活動性の症状は軽度である	1
活動性の症状は中等度である	2
活動性の症状は高度である	3

* 1 : 正常時または病状が最も安定しているとき (寛解期) の 1 日あたりの排便回数を正常回数とする

* 2 : 腹痛 / 肛門痛, 下痢, 残便感または便意切迫の 3 項目について問診により 0 ~ 2 点にスコア化し, 合計点で評価

注意点

正常回数をきちんと定義しないと, 排便回数スコアの 1 点の違いが出やすい。

軽症から中等症の評価に有用。

1 日分の評価で行うものが DAI (Sutherland index), 3 日分は Mayo score

Sutherland LR, et al. : Gastroenterology 92 : 1894-1898,1987
Schroeder KW, et al. : N Engl J Med 317 ; 1625-1629,1987

患者報告アウトカム

(RROM : Patient Reported Outcome Measures)

- (1) IBDQ IBD 成人患者の QOL 評価 全 32 項目 32 から 224 ポイント
腹部症状 10 項目, 情緒 12 項目, 社会活動 5 項目, 全身症状 5 項目
- (2) EQ-5D EuroQol Research Foundation による 5 領域
- (3) SF-36 国際的に普及している健康関連 QOL 尺度
包括的尺度である。国民標準値との比較ができる
- (4) WPAI 労働生産性を評価する尺度

他に IBD-DISK, SIBDQ (Short IBDQ) など

J Pediatr Gastroenterol Nutr 1999 ; 28 : S23-7
Eur Jgastroenterol Hepatol 2002 ; 14 : 1205-15
J Clin Epidemiol 1998 ; 51 : 1037-44
Clin Ther 2008 ; 30 : 393-404
IBD 2017 ; 23 : 333-340
Am J Gastroenterol 1996 ; 91 : 1571-1578

「糖尿病専門医が考える病態生理に基づいた2型糖尿病の治療戦略

－脂肪肝合併2型糖尿病を考える－

独立行政法人国立病院機構京都医療センター

臨床研究センター内分泌代謝高血圧研究部臨床内分泌代謝研究室 室長 日下部 徹氏

設問 1 日本の糖尿病患者の特徴を表しているのはどれか？

- ① 若年の糖尿病患者が増え、やせの糖尿病患者が増えてきた。
- ② 若年の糖尿病患者が増え、肥満した糖尿病患者が増えてきた。
- ③ 高齢の糖尿病患者が増え、やせの糖尿病患者が増えてきた。
- ④ 高齢の糖尿病患者が増え、肥満した糖尿病患者が増えてきた。

解答 1 ④

設問 2 男性で (ア) kg 未満、女性で (イ) kg 未満を握力低下と判定し、サルコペニアに対する治療介入を行う。

- ① ア 18, イ 12
- ② ア 26, イ 18
- ③ ア 28, イ 18
- ④ ア 38, イ 32

解答 2 ③

設問 3 日本消化器病学会・日本肝臓学会編：NAFLD/NASH 診療ガイドライン 2020 によると、脂肪肝を合併する2型糖尿病の治療薬として推奨されている薬剤はどれか？あてはまるものをすべて選べ。

- ① α -グルコシダーゼ阻害剤
- ② SGLT2 阻害剤
- ③ チアゾリジン薬
- ④ ビグアナイド薬
- ⑤ DPP-4 阻害薬
- ⑥ GLP1 受容体作動薬
- ⑦ SU 薬
- ⑧ インスリン

解答 3 ②, ③, ⑥

「外来でよく診る上肢疾患 –保存加療を中心に–」

大阪公立大学大学院医学研究科整形外科学 准教授 岡田 充弘 氏

設問 1 上腕骨外側上顆炎の保存治療で注意すべき点は？

解答 1 保存加療により多くの症例で症状が改善する。保存加療抵抗例は他の疾患も検討する必要がある。ステロイド注射の多数回の使用は慎む。

設問 2 ヘパーデン結節の更年期障害が関連するとすれば、その保存治療はどうか？

解答 2 女性ホルモンの補充療法として、エクオール摂取が考えられる。但し、DIP 関節の変形が進行していない状態において効果が期待できる。

設問 3 ばね指のステロイドを用いた腱鞘内注射で注意すべきことは？

解答 3 用いるステロイドの種類や投与量および投与回数に注意し、腱断裂等の合併症を起こさないようにする。

「日常診療で遭遇する肩疾患とその診断と治療」

至学館大学健康科学部健康スポーツ科学科 教授 後藤 英之 氏

設問 1 肩関節可動域の評価に際して最も重要なポイントは？

解答 1 坐位ではわからない場合があるので、臥位で評価する

解説 1 肩関節可動域は肩甲胸郭関節と肩甲上腕関節の複合運動である。肩関節疾患の多くは肩甲上腕関節の可動性の低下をきたすことが多い。よって、正しく肩関節可動域を評価するためには、臥位として、肩甲骨の動きを固定して評価することが望ましい。特に投球障害などのように、わずかな可動域の低下を判別するときにも有効である。

設問 2 肩腱板変性断裂の保存的治療のポイントは？

解答 2 断裂拡大に注意しながら、肩後方の拘縮を改善し、挙上能力を維持する。断端部の疼痛に対しては注射治療を行う。

解説 2 腱板断裂の2/3は無症候性断裂と言われている。症候性断裂の特徴としては挙上にもともなう断端の引っかかり、炎症が挙げられ、肩関節後方の拘縮はそれを助長すると考えられている。よって、保存的治療では肩関節後方の筋群の柔軟性や関節包の拘縮を改善するとともに、疼痛の原因を除去するよう積極的に注射治療を行うとよい。

設問 3 凍結肩の治療のポイントは何？

解答 3 疼痛のコントロールを積極的に行う。注射治療では疼痛の緩和、滑走性の改善を目指して病態に応じて適切な方法を選択する。重度の拘縮では非観血的関節授動術を行う。

解説 3 凍結肩では可動域訓練の障害となる疼痛を緩和し、積極的に運動療法を行うことがよい。そのためには病態の変化に応じた注射治療や、投薬治療による疼痛のコントロールが大切である。しかし、重度の拘縮で運動療法に抵抗性を示す場合は非観血的関節授動術が有効である。

「京都医報」へのご投稿について

府医では、会員の皆さまから「会員の声」「北山杉」「他山の石」「私の趣味（仮）」「開業医奮闘記」の各種原稿を下記要領にて募集しております。是非ともご投稿ください。

なお、字数は原則として下記のとおりですが、最大でも3000字（医報2ページ分、写真・図表・カット（絵）等を含む）までお願いいたします。原稿の採否は、府医広報委員会の協議により決定します。場合によっては、本文の訂正・加筆、削除、分載等をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、同じ著者の投稿は原則として1年間に1編とします。

【原稿送付先・お問い合わせ先】

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 京都府医師会総務課「京都医報」係
TEL 075-354-6102 FAX 075-354-6074 e-mail kma26@kyoto.med.or.jp

会員の声 「会員の声」には、医療についての意見、医師会への要望・批判などを1200字程度にまとめてお寄せください。

北山杉 「北山杉」には、紀行文・エッセイなどを1200字程度でお寄せください。

他山の石 これまでに体験した「ヒヤリ・ハット」事例を1200字程度でお寄せください。特別な形式はありませんが、①事例内容 ②発生要因 ③その後の対策等—についてご紹介ください。掲載にあたっては、原則「匿名」とさせていただきます、関係者などが特定できない形での掲載となります。

私の趣味 「自転車」「DIY（日曜大工）」「料理」「園芸」「旅行」「映画」「書籍（医学書以外）」「音楽」「演劇鑑賞」「ワイン（酒）」「登山日記」「鉄道」などについてジャンルは問いません。読者に知ってもらいたい、会員の先生方の深い造詣を1200字程度でご披露いただければ幸いです。

診療奮闘記 日常診療で尽力されている事柄や感じていること、出来事などについてのご投稿をいただくことで、会員の先生方の参考となればと思っております。こちらも1200字程度でお寄せください。

公的かかりつけ医制度の創設を

中央診療所（中京東部） 泉 孝英

今回のコロナ対策の大きな問題点は「誰が、自宅療養者の責任を持つのか」であった。

北欧諸国を中心に欧州では、「保健所なりが、感染者をかかりつけ医に通報すれば、かかりつけ医は自宅療養者への対応に責任を持ち、症状によっては、入院を手配する」体制が確立しているので、「自宅で死亡」がマスコミの記事になることはない。

「かかりつけ医」という言葉がよく用いられているが、かかりつけ医を持たない住民の多いことは、今回、明白になったことである。

「公的かかりつけ医」とは、住民のすべてが診療所医師のいずれかに登録し、国なり地方自治体は、医師の登録人数に応じて、一定の年額1～2万円なりを支払い、「健康管理の責任者」となってもらう制度である。

コロナ対策以外の「公的かかりつけ医」の利点について述べておきたい。

住民の利点は、体調不良を感じた場合、まず、「かかりつけ医」に電話なりをすれば、受診しなくても解決する場合もあり、多忙な人々にとってみれば、受診する時間のないうちに病状悪化を防げるわけである。

医師にとって有利なことは、一定の所得が保障されることである。ただし、現行の診療報酬制度をある程度維持しての話である。電話で話が済めば、受診患者は減少する、多忙さを減らすことができる。現状、我が国の国民1人あたり医師受診回数は、デンマークの4.4倍、米国の3.2倍、英国の2.2倍、フランスの2倍、ドイツの1.3倍という事実がある。「公的かかりつけ医」制度が実現すれば、日本の医師にも「午前は診察、午後は

勉強・研究、夕方以後は家庭団欒」の生活が期待できる。

ここで、特に指摘したいことは、国民皆保険発足時点（1961年）に比較するまでもなく、平成以降でも、国民の平均寿命はさらなる延長を続けている。病気は激減している。平成の30年間でも、年齢調整死亡率でみると、脳血管疾患は、男は69%、女は75%激減している。心疾患死亡は男55%、女64%減である。がん死においてすら男25%、女21%減である。診療所医師の少なからずは、「在宅医療」に走らざるを得ない段階に至っている現状を直視しなければならない。「公的かかりつけ医」制度の創設は、医師の生計維持に必要なことであることを率直に指摘しておきたい。

「公的かかりつけ医制度」の創設によって、診療所医師に、原則、「病気の治療」よりも、まず、「病気、病気であるかどうかの相談役」として役割を期待することとしたい。

加えて、独居老人の激増している現在、「独居死の防止」にきわめて有効であることも人道的な立場から主張したいことである。

但し、「公的かかりつけ医制度」は、我が国の医療制度の根幹にかかわる大問題であり、私自身、早急に実現することでないことは承知である。しかし、医師会として、政府への対抗策を考えるだけでなく、「公的かかりつけ医」についての論議を開始されることを期待したい。

なお、1971年、私がカロリンスカ病院に留学当時、スウェーデンでは「公的かかりつけ医制度」が定着していることに驚いた。51年前のことである。



与謝医師会

副会長 今出 陽一郎

一般社団法人与謝医師会は宮津市、伊根町、与謝野町の1市2町の領域で現在会員はA会員30名、B会員19名、C会員3名の計52名で構成されている小規模な医師会です。今回は令和4年6月2日に天橋立ホテルで開催した「第27回与謝病診懇談会」を紹介させていただきます。

与謝医師会管内を一次医療圏とする地域中核病院は以前より京都府立与謝の海病院（平成25年4月から京都府立医科大学附属北部医療センターに移行）ですが、平成6年4月にそれまでの呼吸器科・消化器科・循環器科・精神科・外科・整形外科・眼科・

麻酔科の8科に新たに産婦人科・小児科・泌尿器科・耳鼻科・脳神経外科の5科が新設され総合病院となりました。その平成6年から地域の病診連携の一環として与謝医師会と与謝の海病院、太田病院（現在の宮津武田病院）との顔の見える関係、交流を深めるために年1回「与謝病診懇談会」が開催されています。令和2年と3年がコロナ禍で開催中止となり、令和4年6月2日に3年ぶりの「第27回」を対面で開催することができました（会食・飲酒なし）。

診療所17名、宮津武田病院1名、北部医療センター35名、丹後保健所と北丹医

宮津・与謝地域の在宅看取りサポートシステム

～このシステムの実績と利点～

- かかりつけ医不在時に在宅患者が呼吸停止をした際に 医療センターの医師が代行で看取り(死亡確認)
- 平成28年9月から5年9か月が経過して10件の実績
- この10件の実績だけでなくこのシステムのおかげで看取り体制患者をかかえながら出張ができている



「在宅看取りサポートシステム」



与謝病診懇談会の様子



黒星先生の落語

師会各1名、事務局2名の計57名の参加でした。山根与謝医師会長の開会の挨拶の後、来賓の重見丹後保健所長と齊藤北丹医師会長の挨拶をいただき、北部医療センター落合院長から「病院の現状と課題」についてプレゼンをしていただきました。与謝医師会からは平成28年9月から運用している「宮津・与謝地域の在宅看取りサポートシステム」（かかりつけ医が不在時に在宅患者が呼吸停止をした際に、死亡診断のために患者を北部医療センターに搬送するのではなく、北部医療センターの先生に代行で自宅まで往診していただき死亡確認をしていただくシステムで現在10例の実績）の内容と実績を報告し、北部医療センターの新任先生方に協力の継続をお願いしました。その後北部医療センターの先生方全員と与謝医師会会員全員の自己紹介をしていただき、最後に余興として北部医療センター黒星副院長（芸名：渚屋蘭学）に落語を披露していただきました。

会食、飲酒はありませんでしたが、終始

和やかで笑顔と楽しい会話・笑い声にあふれた空間と時間で、顔の見える関係、病診連携のさらなる深化に貢献したのと思われれます。症例検討会や学術研修会などはWebで定期的開催されていて、研修内容は十分にWebで会得できていますが、その際に医師どうしの個人的な挨拶や、紹介した患者さんのお礼や経過などの会話はなく、診療情報提供書のやり取りだけの関係となっていて、特に新任の先生方との対面での挨拶や会話の重要性を感じとる会となりました。

一般社団法人 与謝医師会

〒626-0041
宮津市鶴賀 2109-3
TEL : 0772-22-3525 FAX : 0772-25-1384
HP : <https://www.yosamed.com/>
会長：山根 行雄
会員数：52人（2022. 8現在）

「京の医・食・住」のご案内

府医では「府医の存在」を広く府民に知ってもらうことを目的に「京の医・食・住」を発刊しています。この「京の医・食・住」はタイトルのとおり、京都に特化し、様々なライフスタイルを取り上げ、著名人や各方面のスペシャリストなどとの対談「医心伝心」を目玉企画として巻頭に設けています。

また、テーマに即した医療従事者を取り上げ、職業紹介の側面も併せ持つコーナーとしてインタビュー記事を掲載しております。

これまで、以下のとおり全12号を発刊しており、非常に好評をいただいております。患者さんの読み物として医療機関の待合室などに置いていただき、診療の一助を担えれば幸いです。

創刊号「日本人にとって和食とは？日本の食文化の現在・過去・未来」

京料理 萬重 若主人 田村 圭吾
山ばな 平八茶屋 代表取締役社長 園部 晋吾
奈良女子大学 名誉教授 NPO 法人日本料理アカデミー 理事 的場 輝佳

第2号「運動と医療の関係」

元阪神タイガース選手（現 野球解説者） 桧山 進次郎

第3号「人と住まいの幸福な関係」

株式会社 坂田基禎建築研究所 坂田 基禎

第4号「守るべきもの、変わるべきもの」

藤井絞株式会社 代表取締役社長 藤井 浩一

第5号「スポーツが育んでくれる『人生の恵み』」

朝原 宣治
奥野 史子

第6号「地方生活の“今”と“これから”」

タレント 太川 陽介

第7号「京都と水、大地の豊かな関係」

京都府立大学 生命環境科学研究科 環境科学専攻/生命環境学部 環境デザイン学科 松田 法子

第8号「氷上で輝くトップスケーターの体をつくる食と運動」

フィギュアスケーター 宮原 知子

第9号「心が華やか、コミュニケーションが生まれる“生活の質”を高める器」

陶芸家 森野 彰人

第10号「吉岡里帆が故郷を語る ステキな“まち・こと・ひと” 吉岡的 素顔の京都」

女優 吉岡 里帆

第11号「気鋭の書家、川尾朋子が語る 人の心を開き、豊かにする 書のチカラ」

書家 川尾 朋子

第12号「ギャル曾根さんが食べて・語る もっと楽しく、健やかに「食」は語りかける」

タレント ギャル曾根

第13号「兄弟漫才コンビ「ミキ」“好き”に一生懸命だから楽しい！

笑いが生みだす「元気のもと」

タレント ミキ

つきましては、発刊時に、本誌に同封してお送りいたしておりますが、これらのバックナンバーにつきまして、追加送付を希望される会員がおられましたら府医総務課（TEL：075-354-6102）までご連絡ください。

在庫に限りがございますので、お送りする冊数を調整させていただく場合がございます。予めご了承ください。



第9号



第10号



第11号



第12号



第13号

令和4年度 府医懇親ゴルフ大会 開催中止のお知らせ

令和4年度府医懇親ゴルフ大会につきましては、8月1日号京都医報にて、開催のご案内をさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の今後の感染動向が見通せないことから、令和4年9月23日(金・祝)に開催を予定しておりました標記大会につきましては、開催を中止させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

ご参加を予定いただいていた先生方におかれましては、誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

お詫びと訂正

8月15日号(No.2227)の地域医療部通信P.3の“令和4年度「京都産業保健セミナー」および「京都衛生管理者会総会」開催のご案内”において、日医認定産業医制度の単位の記載に誤りがありました。以下のとおり訂正の上、お詫び申し上げます。

【誤】 生涯(更新) 1.0単位, 生涯(専門) 1.0単位



【正】 生涯(更新) 0.5単位, 生涯(専門) 1.5単位(申請中)

子育てサポートセンター

京都府医師会では、京都府内で働いている医師を対象に、お子さまの一時預かりサービスを行っております。医師会館内の保育ルームにて専属保育士がお子さまをお預かりいたします。

子育てサポートセンターのホームページから、WEBにて利用予約が可能です。

また、新規登録された方やお知り合いをご紹介して下さった方へ体験保育(4時間まで保育無料)も実施しておりますので、是非子育てサポートセンターをご利用ください。



詳細はホームページをご覧ください。

◀ <https://kosapo.jp/>



京都府医師会 会費減免についてのお知らせ

京都府医師会では、傷病、不慮の災害、産前・産後休暇・育児休業、その他特別の事由による、会費減免制度がございます。

詳細については府医・経理課（075-354-6103）までお問い合わせください。

京都医報を スマートフォン、タブレットで 快適に閲覧

「京都医報」は、印刷物やホームページのほか、スマートフォン、タブレットでも快適に閲覧していただけます。

最新号はもちろんのこと、バックナンバーもすぐに検索可能で、それぞれの端末に合わせてレイアウトが切り替わるレスポンス機能を採用していますので、ストレスなくご覧いただけます。

設定方法、操作方法については以下をご参照いただき、ぜひホーム画面にアイコン設定して毎号ご覧ください。



トップ画面



記事画面

尚、閲覧にはベーシック認証のIDとパスワードが必要です。設定方法、操作方法については下記のQRコードからご確認ください。ログイン用のIDとパスワードは1年間で変更いたします。毎年、京都医報7月15日号にて変更IDとパスワードをお知らせいたしますので、ご確認ください。



閲覧はこちら



操作方法是
こちら



日医かかりつけ医機能研修制度 令和4年度 DVD 研修会 開催のご案内

府医主催「日医かかりつけ医機能研修制度 令和4年度 DVD 研修会」を10月23日(日)に下記のとおり開催いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、定員制(抽選制)となっておりますので、受講を希望される方は、下記の事項をご確認の上、お申し込みください。

記

日 時 令和4年10月23日(日) 午前10時～午後5時10分 (予定)

場 所 京都府医師会館

定 員 45名

対 象 府医会員のみ申し込み可能
※他府県・府医非会員は申し込み不可

プログラム 25ページ参照

取得可能単位

日医かかりつけ医機能研修制度 応用研修単位1～6：各1単位

日医生涯教育講座 6CC：各1単位

専門医共通講習－感染対策：1単位

※受講証は後日送付いたします

申し込み方法

表題を「日医かかりつけ医機能研修制度 令和4年度 DVD 研修会 受講申込」とし、以下の項目を記載の上、メール<gakujyutu@kyoto.med.or.jp>またはFAX<075-354-6074>へお申し込みください。

項目：①氏名(全角)、②所属地区医、③所属医療機関、④連絡先(住所・電話番号)、
⑥メールアドレス

申し込み締切

令和4年9月20日(火) 厳守

※募集期間終了後、受講決定通知を郵送いたします

備 考

- ・本研修会は日医主催「日医かかりつけ医機能研修制度 令和4年度応用研修会（WEB講習会）」（8月7日，9月18日，10月30日開催分）と同じ内容です。
- ・会場は，座席数を制限しております。事前申し込みなしでの参加はお受けできません。
- ・座席は全席指定です。
- ・昼食は各自でご用意ください。会館内で昼食を取られる場合は，必ず自席でお召し上がりください。その際には，他の受講者との会話はお控えください。
- ・ペットボトルのお茶の提供はいたしませんのでご了承ください。
- ・当日は，急病診療所が開設されているため，受講者は必ず公共交通機関を利用の上，来館ください。万が一，府医会館に駐車された場合，割引処理は行いませんので，ご了承ください。
- ・欠席される場合は，必ず事前にご連絡をお願いいたします。
- ・受講者は手洗・消毒，マスクの着用をお願いいたします。また，当日風邪等の症状がある方は受講をお控えください。

注 意

- ・応用研修単位が付与されており，厳格な入退室管理が求められていることから，各演題に遅刻・早退があった場合，当該演題の単位の付与ができません。
- ・開催時の情勢等によって，中止もしくは延期となる恐れがあること，予めご了承ください。

問い合わせ先

担 当：学術生涯研修課

所在地：〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 京都府医師会館3階

T E L：075-354-6104

F A X：075-354-6074

M a i l：gakujiyutu@kyoto.med.or.jp

【介護保険の訪問リハビリにおける「適切な研修」について】

介護保険の訪問リハビリにおいて，例外的に事業所とは別の医療機関の医師が利用者を診察し，その情報提供を基にリハビリを提供する場合，その医師に対して「適切な研修」として，「日医かかりつけ医機能研修制度」を修了する要件が設けられておりますが，本研修にはその要件に規定されている「フレイル予防・対策」，「地域リハビリテーション」に関する講義が含まれております（Q & A <<https://www.mhlw.go.jp/content/000966633.pdf>>参照）。さらに，本研修会を全講義（応用研修6単位）受講いただけましたら，当該「適切な研修」を修了したこととみなされます。

日医かかりつけ医機能研修制度 令和4年度 DVD 研修会 プログラム

開催日 令和4年10月23日(日) 午前10時～午後5時15分

会場 京都府医師会館

10:00 (60分)	<p style="text-align: right;">【専門医共通講習—感染対策：1単位】(予定) 応用研修1-7：1単位, 生涯教育CC8：1単位</p> <p>1. 「かかりつけ医の感染対策」 新型コロナウイルス感染症の感染対策と診療 高山 義浩 (沖縄県立中部病院 感染症内科・地域ケア科 副部長) 診療所における感染症対策 釜薙 敏 (公益社団法人 日本医師会 常任理事)</p>
11:00 (60分)	<p style="text-align: right;">応用研修2-7：1単位, 生涯教育CC19：1単位</p> <p>2. 「フレイル予防・対策」 フレイルを支える医療への期待 鳥羽 研二 (地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 理事長) 地域におけるフレイル予防とかかりつけ医の役割 飯島 勝矢 (東京大学 高齢社会総合研究機構 機構長・未来ビジョン研究センター 教授)</p>
12:00	<p><休憩・昼食> (60分) (12:00～12:10) 日本医師会からのご案内 日本医師会 副会長 茂松 茂人 「日本医師会かかりつけ医診療データベース研究事業 (J-DOME)」について</p>
13:00 (60分)	<p style="text-align: right;">応用研修3-7：1単位, 生涯教育CC13：1単位</p> <p>3. 「地域リハビリテーション」 地域包括ケアを支える地域リハビリテーション 浜村 明德 (医療法人共和会 小倉リハビリテーション病院 名誉院長)</p>
14:00 (60分)	<p style="text-align: right;">応用研修4-7：1単位, 生涯教育CC10：1単位</p> <p>4. 「かかりつけ医と精神科専門医との連携」 かかりつけ医と精神科専門医との連携 長瀬 幸弘 (医療法人社団東京愛成会 高月病院 院長) かかりつけ医と精神科専門医との連携 来住 由樹 (地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター 院長)</p>
15:00	<休憩> (10分)
15:10 (60分)	<p style="text-align: right;">応用研修5-7：1単位, 生涯教育CC6：1単位</p> <p>5. 「オンライン診療のあり方」 かかりつけ医のためのオンライン診療のあり方 今村 聡 (医療法人社団聡伸会 今村医院 理事長・院長)</p>
16:10 (60分)	<p style="text-align: right;">応用研修6-7：1単位, 生涯教育CC12：1単位</p> <p>6. 「新型コロナウイルス感染症とかかりつけ医～事例検討を通して～」 症例1 大橋 博樹 (医療法人社団家族の森 多摩ファミリークリニック 院長) 症例2, 症例3 清水 政克 (医療法人社団 清水メディカルクリニック 理事長・副院長)</p>
17:10	終了

※内容等が変更となる場合があります。(令和4.7.13現在)

当日は急病診療所が開設されており、駐車場は患者の利用を優先しますので、必ず公共交通機関をご利用ください。府医会館に駐車された場合、割引処理はできませんのでご了承ください。

令和4年度第1回医療安全講演会 開催のお知らせ

「テーマ：医療メディエーター」

今年度の第1回医療安全講演会は、「医療メディエーター」をテーマに開催いたします。府医でも毎年養成研修を開催している医療メディエーターは、患者と医療者双方の主張を、いずれにも偏らない位置で、共感的に受け止め、自身の見解や評価・判断を示すことなく、当事者同士の対話の促進を通じて、情報共有を進め、認知齟齬の予防、調整を支援する役割を担う人材です。今回講師として登壇いただく直川先生は、日本メディエーター協会認定シニアトレーナー・認定メディエーターAという立場にあり、現在も全国の研修会場で育成に従事されています。講演では具体的な技術だけでなく、メディエーターの立場を倫理的な側面から考察していく内容となっております。メディエーターの技能は、院内での紛争や訴訟トラブル回避にも非常に有用な技術となりますので、過去の受講の有無に関わらず、幅広くご視聴いただき現場対応にご活用ください。

受講方法は、ウェブ配信のみを予定しており、専門医共通講習および日医生涯教育講座の単位が付与されます（※一部付与条件あり）。その後、府医ホームページでのオンデマンド配信も予定しておりますが、配信時期や視聴方法については別途ご案内申し上げます。

1. 配信日時

令和4年10月1日(土) 午後2時～午後4時10分

(※講演動画1時間+専門医単位取得用設問1時間)

2. 開催方法

ウェブ配信（※ZOOMウェビナーにて配信）

3. 申し込み方法

以下、二通りで申し込みを受け付けます。受付後、アドレスにテストメールを送信いたします。

・方法1) ウェブからの申し込み

→右記QRコードよりお申し込みください ⇒

QRコードは府医ホームページにも掲載しています



申込用
QRコード

・方法2) メールによる申し込み

→以下送付先に入力項目を記入し送信してください

(メール送付先：anzen@kyoto.med.or.jp)

表題に「令和4年度第1回医療安全講演会受講申込」と入力ください

<入力項目>

- | | | | |
|---------------|-----------------|---------------|-----|
| ①氏名 | ②氏名（ふりがな） | ③性別 | ④職種 |
| ⑤診療科目（医師のみ） | ⑥所属医療機関 | ⑦郵送物送付先（郵便番号） | |
| ⑧郵送物送付先（住所） | ⑨電話先（日中連絡可能な番号） | ⑩メールアドレス | |
| ⑪専門医共通講習単位の要否 | | | |

※) メールアドレスの入力ミスが非常に多くなっております。誤字や半角記入などにご注意ください。
受付後のテストメールが送れない場合はお電話申し上げる場合があります。

4. 受講決定 申し込み時記載のメールアドレスに受講決定通知を送信いたします。また開催1週間前を目処に、ウェブ配信用のリンク URL と視聴用のパスワードも通知いたします。
5. 申し込みメ切 9月23日(金・祝)
6. 受講対象 医療安全に関わる全職種を対象
7. 単 位
- ・新専門医制度における専門医共通講習（医療倫理）1単位
 - ・日医生涯教育講座 2. 臨床倫理 1単位
 - ・「医療に係る安全管理のための職員研修」修了証
- ※「専門医共通講習」の単位は、研修動画終了後に示される「設問(5題)を80%以上(4題以上)正解すること」が付与の要件となります。設問は1時間表示され、回答方法は設問画面に表示されるQRコードを利用いただけます。なお正答が要件に満たない場合は再回答となります。
- ※「医療に係る安全管理のための職員研修修了証」は全参加者に付与いたします。
- ※オンデマンド配信の視聴では単位を付与できません。
8. 主 催 京都府医師会
9. 担当課 一般社団法人京都府医師会 医療安全課 (TEL: 075-354-6505)

— プログラム —

と き 令和4年10月1日(土) — ウェブ配信

テ ー マ 「医療メディエーター」

司 会 京都府医師会 理事 松村 由美

◎開 会) 14:00 ~ 14:05 <05分>

◎講 演) 14:05 ~ 15:05 <60分>

演題名 「医療メディエーション～倫理問題を検討する一つの方法論として～」

講 師 日本赤十字社和歌山医療センター 血液内科部長 のうがわ まさはる 直川 匡晴 氏

新専門医制度における専門医共通講習 医療倫理 (必修) 1単位

<日医生涯教育講座 (カリキュラムコード)>

2. 臨床倫理 1単位

◎閉 会) 15:05 ~ 15:10 <05分>

◎設 問) 15:10 ~ 16:10 <60分>

*専門医単位付与の要件となる設問です。単位希望の受講者は設問回答後に退出してください。

なお、不要の場合は閉会后すぐに退出可能です。

医療機関の医師の宿日直許可に関する取り扱いについて

令和6年度からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用に関連して、医療機関では、医師の宿日直許可の申請に向けた取組みが進められており、今後、医療勤務環境改善支援センターや労働基準監督署に対して、医師の宿日直許可申請に関する相談等が増加することが見込まれております。

こうした状況を踏まえ、医療機関から医師の宿日直許可申請に関する相談があった場合には、医療機関の個別の状況に応じて丁寧な説明を心がけること、また、医療機関が安心して相談できるよう、よく医療機関の実情を踏まえて医療機関に寄り添った対応を行うよう厚生労働省から都道府県労働局雇用環境・均等部（室）長および労働基準部長宛てに事務連絡が発出され、この度、日医を通じて情報提供がありました。

つきましては、以下に医療機関の宿日直許可申請に関するFAQを掲載いたします。

※全文は以下のURL・QRコードにアクセスしてください

<https://www.kyoto.med.or.jp/member/work/pdf/20220729work.pdf>



医療機関の宿日直許可申請に関するFAQ

(2022年7月29日 ver.)

相談窓口による支援について

Q. 相談窓口で実際にされている支援の内容はどのようなものですか。

A. 現在のところ、多くは宿日直許可の手続きや許可基準に関するお問い合わせですので、こうしたお問い合わせに対して個別に回答させていただいています。また、ある程度申請の準備は整っていて労働基準監督署に相談したいが踏み出せないという場合もありますので、このような場合には、医療機関の意向を踏まえて所轄の労働基準監督署の担当をご紹介しますといった支援もさせていただいています。

Q. 労働基準監督署や医療勤務環境改善支援センターに相談する前に、本省の相談窓口にご相談の方がいいのでしょうか。

A. 宿日直許可に関する相談については、実際の申請先である所轄の労働基準監督署にご相談いただくことが基本ですが、医師の働き方改革に関する動向も十分に把握し、医療機関を支援する立場から様々な助言を身近なところで実施できる各都道府県の医療勤務環境改善支援センターに相談いただくことも重要と考えています。いずれにしても本省の相談窓口への相談を先行していただく必要はありませんので、医療機関の実情に応じた相談窓口を活用いただければと思います。

Q. 相談窓口に寄せられた相談を通じて、宿日直許可の取得につながった事例はありますか。

A. 例えば、以前に宿日直許可の取得を断念した医療機関が再度の申請を行い、許可に至ったような事例も出ています。許可事例については、引き続き整理の上で周知できるように努めていきます。

宿日直許可と医師の働き方改革について

Q. 医療法第 16 条に基づく宿直を行う場合には宿日直許可が必要なのでしょうか。

A. 医療法第 16 条では病院に医師を宿直させなければならないと規定されています。この医療法第 16 条に基づく宿直を医師に行わせること自体に労働基準監督署長による宿日直許可は必要ありません。

Q. では、なぜ、宿日直許可の取得を検討する医療機関が増えているのでしょうか。

A. 宿日直許可を受けた場合には、その許可の範囲で、労働基準法上の労働時間規制が適用除外となります。今後、令和 6 年 4 月から医師の時間外労働の上限規制がスタートしますが、
(1) 宿日直許可を受けた場合には、この上限規制との関係で労働時間とカウントされないこと、
(2) 勤務と勤務の間の休息时间（勤務間インターバル）との関係で、宿日直許可を受けた宿日直（9 時間以上連続したもの）については休息时间として取り扱えること、
など、医師の労働時間や勤務シフトなどとの関係で重要な要素になることが考えられます。

宿日直許可の許可基準等について

Q. 「救急」や「産科」では医師の宿日直許可を得ることはできないと聞いたのですが本当でしょうか。

A. 「救急」や「産科」だからという理由で許可を取得できないということはありません。「救急」や「産科」で宿日直許可を得ることはできますし、実際に、「救急」や「産科」で宿日直許可を取得している事例があります。

Q. 大学病院やそれに準ずるような大きな医療機関でも宿日直許可は取得できるのでしょうか。

A. 様々な工夫で許可を取得することも可能です。医療機関内での医師同士の役割分担やタスクシフト / シェア、宿日直許可を取る時間帯等の工夫により取得しているケースもあるようです。

Q. 地域で夜間の診療について輪番制を採用している場合に、輪番日以外の日であることを前提とした宿日直許可申請を行うことはできるのでしょうか。

A. 可能です。実際に輪番日以外の日であることを前提とした許可がなされた事例があります。なお、輪番日と非輪番日で業務に大きな差がない場合には、非輪番日を前提とすることなく許可がなされることもありますので、こうした場合も含めて相談いただければと思います。

Q. 準夜帯は一定数の患者が来ることが多いので、準夜帯以外の宿直時間だけで医師の宿日直許可を申請しようと考えていますが、このような時間帯を限定した宿日直許可の申請も可能でしょうか。

A. 可能です。このほか、所属診療科、業務の種類（病棟宿日直業務のみ等）を限った申請を行うことが可能です。

Q. 宿日直許可の回数については宿直週 1 回、日直月 1 回の原則には例外があると聞いていますが、実際に例外は認められているのでしょうか。

A. 実際に例外が認められています。例えば、宿直週 2 回や日直月 2 回といった形で認められたケースがあります。

特に、医師不足の地域の医療機関において、いわゆる連直（例えば、週末に土曜日の夜の宿直から日曜日昼の日直、日曜日の夜の宿直まで連続して行うような宿日直）の体制を確保するために遠方から非常勤の医師を確保する場合があるという実態を踏まえた回数の例外などが認められています。

Q. 同じ週に本務先で週1回、兼業先で週1回の宿直を行うことが想定されています。本務先でも兼業先でもそれぞれ週1回の宿日直許可を受けていますが、同一の医師の場合、どちらか1回しか宿日直許可を受けた業務に従事することはできないのでしょうか。

A. 宿日直許可の回数の限度（P.28のURL・QRコード別添①「ポイント3」参照）は、医療機関ごと（本務先と兼業先それぞれ）で認められた回数を示していますので、医療機関ごとに認められた回数の範囲内で宿日直許可のある業務に従事することが可能です。つまり、このケースの場合、同じ週に本務先で1回、兼業先で1回、宿日直許可のある宿直の業務に従事することが可能です。

Q. 医師の宿日直許可の回数の例外の可否が判断されるに当たって、労働基準法の労働時間に関する規定が適用されない経営者等の医師はどの程度の頻度で宿日直の業務に従事することが求められるのでしょうか。

A. ご指摘のような労働基準法の労働時間に関する規定が適用されない医師については、宿日直許可の取得は不要であり、実際に従事する宿日直の回数にも制限はありませんが、こうした医師以外の医師の宿日直許可の回数の例外の可否を判断するに当たって、過度に宿日直の業務に従事していただくことが前提となるものではありませんので、労働基準法の労働時間に関する規定が適用されない医師がどの程度の頻度で宿日直に従事できるのかについては、個別の事情に応じてよく労働基準監督署とご相談いただければと思います。

宿日直許可の申請手続きについて

Q. 宿日直許可の申請から許可を得るまでの流れについて教えてください。

A. 医療機関が労働基準監督署に許可申請書と必要な添付書類（以下「申請関係書類」といいます。）を提出した後、①書面での確認、②労働基準監督官による実地調査、を経て、許可相当と認められる場合に許可書が交付されます。（P.28のURL・QRコード別添②）

申請から許可（不許可）までの期間は、申請関係書類の不備の有無、実地調査の日程調整の状況、追加の確認事項の有無など、個別の事情によって異なります。時間的余裕を持った事前の相談及び申請を心掛けてください。

Q. 宿日直許可申請に当たってどのような書類を用意する必要がありますか。

A. 申請関連書類については、あらかじめ一度所轄の労働基準監督署に確認いただきたいと考えていますが、必要な書類の標準的な例としては以下のとおりです。なお、これらはあくまで標準的な例であって、調査に必要な範囲で追加資料の提出を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・対象労働者の労働条件通知書、雇用契約書の写し
- ・宿日直勤務に従事する労働者ごとの、一定期間（例えば1か月）の宿直または日直勤務の従事回数がわかるもの（宿日直の当番表、シフト表など）
- ・宿日直勤務中に行われる業務が発生する頻度、その業務の内容と従事した時間について、一定期間の実績が分かる資料（業務日誌等）
- ・対象労働者全員の給与一覧表（労働基準法第37条の割増賃金計算の基礎となる賃金）及び宿日直手当額計算書
- ・事業場等を巡回する業務がある場合は、巡回場所全体とその順路を示す図面等
- ・宿直の場合は宿泊設備の概要がわかるもの

Q. 許可申請書の記載例はないのでしょうか。

A. P. 28 の URL・QR コード 別添③を参照ください。あくまで記載例ですので、医療機関の実態に応じた記載を心掛けてください。

Q. 申請関連書類の中で、「宿日直勤務に従事する労働者ごとの、一定期間（例えば1か月）の宿直または日直勤務の従事回数がかかるもの（宿日直の当番表、シフト表など）」、「宿日直勤務中に行われる業務が発生する頻度、その業務の内容と従事した時間について、一定期間の実績（または見込み）が分かる資料（業務日誌等）」については、1か月分を求められる場合と3か月分などより長い期間分を求められる場合があると聞きました。なぜ取扱いが異なるのでしょうか。

A. 1か月分の資料を提出いただくことが基本と考えていますが、申請内容や実態を確認していく上で更なる確認が必要となる場合、その1か月が突発的な業務などで多忙になっている場合、などについては、3か月などより長い期間分の提出を求めることがあります。個別事情となりますので、あらかじめご了承ください。

Q. 申請関連書類の「宿日直勤務中に行われる業務が発生する頻度、その業務の内容と従事した時間について、一定期間の実績がわかる資料」として業務日誌等とされていますが、他にどのような資料が想定されるのでしょうか。特定の様式があるのでしょうか。

A. 業務日誌のほか、電子カルテのログ、などを想定しています。上述の内容がわかる資料であれば、医療機関の状況に応じて、なるべく負担がかからない既存の資料を活用いただく形でご用意いただければ問題ありません。

なお、特定の様式はありませんが、任意で活用いただける様式として P. 28 の URL・QR コード 別添④がありますので、こちらを活用して準備いただくことも可能です。なお、この様式を使わなければならないわけではありませんので、重ねてとなりますが、ご注意ください。

Q. 非常勤の医師については、宿日直許可の対象とならないと聞きましたが本当でしょうか。

A. 非常勤の医師についても宿日直許可の対象となります。

Q. 申請関連書類の「対象労働者全員の給与一覧表（労働基準法第 37 条の割増賃金計算の基礎となる賃金）」について、申請対象の宿直をすべて非常勤の医師で対応している場合には提出しなくてよいのでしょうか。

A. そのとおりです。割増賃金の計算の基礎となる賃金がない場合には提出いただく必要はありません。なお、このような場合の手当額の算定について、賃金構造基本統計調査報告の医師の賃金から算出した日額の3分の1の額を参考に評価した事例があります。

Q. 相当昔に宿日直許可を取得したはずなのですが、許可証を紛失してしまいました。どのように対応すればよいのでしょうか。

A. 許可証を紛失してしまった場合は、原則的には許可を取り直していただく必要があります。ただし、労働基準監督署に記録等が残っていることもありますので、労働基準監督署にご相談いただくことも可能です。

その他（申請の際の医療勤務環境改善支援センターによる支援等）

Q. 労働基準監督署に宿日直許可の相談や申請をする際に、都道府県の医療勤務環境改善支援センターの職員さんたちに一緒に行ってもらえることはできますか。

A. 可能です。厚生労働省から各都道府県の医療勤務環境改善支援センターに対して、医療機関からそのような依頼があった場合には、基本的に同行の対応をしていただくようお願いしています。各都道府県の医療勤務環境改善支援センターの体制などもありますので、まずは各都道府県の医療勤務環境改善支援センターに相談してみてください。

Q. 労働基準監督署は怖いイメージがあります。担当職員に優しく対応してもらえますか。

A. 労働基準監督署に対しては、宿日直許可申請に関する相談があった場合には、医療機関の実情を踏まえて、寄り添いながら丁寧な対応をするよう指示をしています。引き続き、安心してご相談いただけるように努めていきます。なお、お困りの際には、医療勤務環境改善支援センターや本省の相談窓口も活用いただくことが可能です。

京都府医師会ホームページを ご利用ください！



府医ホームページでは、府医の活動を会員に迅速に伝達するコンテンツを用意しています。ぜひご利用ください。

府医ホームページ URL <https://www.kyoto.med.or.jp/>

■ 京都医報

<https://www.kyoto.med.or.jp/member/report/index.shtml>

■ 府医トレセン

<https://www.kyoto.med.or.jp/tracen/>

■ 府医在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

<http://kyoto-zaitaku-med.or.jp>

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症情報は、府医ホームページ「新型コロナウイルス関連特設サイト」をご覧ください。



会員消息

(6/9, 6/16 定例理事会承認分)

入 会

氏 名	会員 区分	地 区	医 療 機 関	診療科目
上田 伸治	A	右 京	右京区常盤東ノ町6-5 SKYビル1F かねみつ医院	内・糖内・整外
和田 篤	A	右 京	右京区梅津北浦町19-9 山本医院	内・循内・耳
佐藤 敦夫	A	宇 久	城陽市中芦原11 南京都病院	呼内
小牟禮 修	A	京 都 北	北区鷹峯土天井町54 介護老人保健施設がくさい	脳内・内
木澤 桃子	A	中 東	中京区東洞院通御池下ル笹屋町447 芦田医院	整外・内
加藤 誠	A	中 西	中京区押堀町38-1, 39-1 加藤乳腺クリニック堀川御池	外・乳
田中 一匡	A	中 西	中京区西ノ京東梅尾町3 JR二条駅 NKビル3F 二条駅前クリニック	腎内・透析
大里真之輔	A	宇 久	城陽市奈島下ノ畔3-3 本願寺ビハーク医療福祉会 あそかビハーク病院	緩和内・内
池田 葵尚	B 1	京 都 北	北区大宮南田尻町59 医療福祉複合施設にしがも1F 渡辺西賀茂診療所	内・腎内
川島 和彦	B 1	京 都 北	北区大宮南田尻町59 医療福祉複合施設にしがも1F 渡辺西賀茂診療所	外
八木 悠祐	B 1	京 都 北	北区大宮南田尻町59 医療福祉複合施設にしがも1F 渡辺西賀茂診療所	内
神崎 智仁	B 1	下 西	下京区七条御所ノ内北町94 新京都南病院	外
中村 琢治	B 1	下 西	下京区七条御所ノ内北町94 新京都南病院	循内
寺崎 文生	B 1	宇 久	宇治市五ヶ庄芝ノ東54-2 宇治病院	循内・内
北村 一将	B 1	船 井	船井郡京丹波町和田大下28 国保京丹波町病院	児
今中 雄一	B 2	京 大	左京区聖護院川原町54 京都大学医学部附属病院	
水嶋 聖	C	下 西	下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5 武田病院	研修
五十川潤樹	C	府 医 大	上京区河原町通広小路上ル梶井町465 京都府立医科大学附属病院	研修

入 会

氏 名	会員 区分	地 区	医 療 機 関	診療科目
川角 ゆり	C	府 医 大	上京区河原町通広小路上ル梶井町 465 京都府立医科大学附属病院	研修
高岡 直樹	C	府 医 大	上京区河原町通広小路上ル梶井町 465 京都府立医科大学附属病院	研修
中山 美央	C	府 医 大	上京区河原町通広小路上ル梶井町 465 京都府立医科大学附属病院	研修
西村 真衣	C	府 医 大	上京区河原町通広小路上ル梶井町 465 京都府立医科大学附属病院	研修
米林 修平	C	府 医 大	上京区河原町通広小路上ル梶井町 465 京都府立医科大学附属病院	研修
川合 満	C	中 西	中京区壬生東高田町 1 - 2 京都市立病院	研修
山添 万愛	C	中 西	中京区壬生東高田町 1 - 2 京都市立病院	研修
木村 太郎	C	下 西	下京区七条御所ノ内北町 94 新京都南病院	研修
寺田 侑真	C	下 西	下京区七条御所ノ内北町 94 新京都南病院	研修
加藤 功一	C	京 大	左京区聖護院川原町 54 京都大学医学部附属病院	研修

異 動

氏 名	会員 区分	地 区	医 療 機 関	診療科目
兵 佐和子	A→A	下西→下西	下京区大宮通松原上ル高辻大宮町 132 兵医院 ※医療機関名称変更にもなう異動	耳
元好 朋子	A→A	右京→右京	右京区西院東中水町 14 西大路市営住宅 1 F 西大路五条もとよしくりニック ※法人化にもなう異動	内・消内
寺島 大介	A→A	乙訓→乙訓	向日市寺戸町山繩手 22-11 サンピエール 1 F こうよう整形外科 ※医療機関名称変更にもなう異動	整外・リウ・ リハ
丸山 俊輔	B1→A	乙訓→乙訓	長岡京市開田 3 丁目 4 - 21 ハシイウィメンズクリニック	産・婦
蘆田 潔	A→B1	中東→中東	中京区東洞院通御池下ル笹屋町 447 芦田医院	内
佐久山 陽	A→B1	中西→中西	中京区押堀町 38 - 1, 39 - 1 加藤乳腺クリニック堀川御池	乳・外
小嶋 晃義	B1→B1	下西→綴喜	京田辺市田辺戸絶 1 京都田辺記念病院	リハ
猪谷 孟雄	A→D	乙訓→乙訓	—	

異 動

氏 名	会員区分	地 区	医 療 機 関	診療科目
二岡 清昇	A→D	舞鶴→舞鶴	—	
土井 涉	A→D	京都北→京都北	—	

※D会員は住所がご自宅となるため、掲載していません。

退 会

氏 名	会員区分	地 区	氏 名	会員区分	地 区	氏 名	会員区分	地 区
小林 宏正	A	右 京	山本 省三	A	右 京	坪井 知正	A	宇 久
西銘 圭藏	A	中 西	狭山 信矩	A	左 京	後藤 裕文	A	宇 久
森下 晉伍	B 1	西 陣	吉田 巖	B 1	西 陣	勝見 泰和	B 1	下 西
川添 剛	B 1	左 京	咲田 雅一	B 1	西 京	安田 光徳	B 1	宇 久
山本 舜悟	B 1	中 西	前田 武昌	B 1	船 井	高橋 元気	C	京 大

訃 報

立石 弘氏／地区：左京・修第二班／5月31日ご逝去／86歳
謹んでお悔やみ申し上げます。

広報誌『Be Well』のバックナンバー紹介

ご好評をいただいております府医発行の府民・市民向け広報誌『Be Well』につきましては現在98号まで発行しております。

右記のバックナンバーにつきましては在庫がございますので必要な方は

府医：総務課
(TEL 075-354-6102)

までご連絡ください。

- 28号▶子どもの発熱
- 38号▶エイズ患者・H I V感染者今のままでは増え続けます
- 41号▶食育—生涯を通して、健康で豊かな生活を送るために—
- 42号▶男性の更年期障害
- 47号▶一酸化炭素中毒
- 54号▶子宮がん
- 55号▶ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチン
- 65号▶感染症罹患時の登園(校)停止基準と登園届
- 69号▶PM2.5と呼吸器疾患
- 70号▶BRCAについて
- 73号▶不妊症
- 75号▶食中毒の予防
- 76号▶RSウイルス感染症、ヒトメタニューモウイルス感染症
- 77号▶性感染症 STI
- 78号▶コンタクトレンズによる目の障害
- 79号▶肝炎・肝がん
- 80号▶難聴
- 81号▶爪のトラブル(巻き爪・爪白癬)
- 82号▶脳卒中
- 83号▶大人の便秘症
- 84号▶熱中症
- 85号▶毒虫
- 86号▶動脈硬化
- 88号▶認知症
- 89号▶CKD(慢性腎臓病)
- 90号▶急性心筋梗塞
- 91号▶消化器がんの予防と検診
- 92号▶知っておきたいたばこの事実
- 93号▶白内障
- 94号▶ロコモ
- 95号▶子宮頸がん
- 96号▶心房細動
- 97号▶糖尿病
- 98号▶アトピー性皮膚炎

第9回 定例理事会 (6月9日)

報 告

1. 会員の逝去
2. 6月度総務担当部会の状況
3. 第70回地区対抗テニス大会の状況
4. 第5回近医連保険担当理事連絡協議会の状況
5. 令和4年度第1回認知症サポート医連絡会の状況
6. 第3回前立腺がん検診委員会の状況
7. 第4回京都市急病診療所運営委員会の状況
8. 令和4年度第1回京都在宅医療戦略会議の状況
9. 第3回産業保健委員会の状況
10. 6月度地域医療担当部会の状況
11. 令和4年度都道府県医勤務医担当理事連絡協議会の状況
12. 第11回近医連常任委員会の状況
13. 近畿ブロック日医代議員協議会の状況

議 事

14. 京都府・京都市等外部審議会委員等の推薦ならびに推薦替えを可決
15. 会員の入会・異動・退会 34 件を可決
16. 常任委員会の開催を可決
17. 一般社団法人京都府医師会会計規則の一部改正を可決
18. <京都市>京あんしんネット勉強会への講師派遣を可決
19. 第88回府医懇親ゴルフ大会の開催を可決
20. <京都市>新型コロナウイルス感染症に関する医師向け研修の共催を可決
21. <京都府>緩和ケア研修会(集合研修)の後援を可決
22. <京都府>「愛の血液助け合い運動」の後援を可決
23. <京都大学医学部附属病院>「地域連携の集い」の共催を可決

24. <日本脳卒中学会 京都府脳卒中対策推進委員会>「脳卒中連携に関する研究会」の共催を可決
25. 令和4年度家族介護者向け医療的ケア・口腔ケア実践研修会の開催を可決
26. 令和4年度在宅医療・地域包括ケア推進事業「総合診療力向上講座」(Web講習会)第2回・第3回の開催を可決
27. 令和4年度在宅医療・地域包括ケア推進事業「京都在宅医療塾 探求編」(Web講習会)の開催を可決
28. <京都府看護協会>令和4年度在宅療養移行研修の講師派遣を可決
29. 母体保護法指定医師研修会の開催を可決
30. <京都府>令和4年度学校と連携した妊娠・出産に関する啓発事業の受託を可決
31. 肺がん検診研修会の開催を可決
32. <京都府>若年性認知症就労継続支援研修(産業医研修会)への講師派遣を可決
33. 京都府地域産業保健センター代表・運営主幹交代の承認を可決
34. 「ピンクリボン京都2022」の後援を可決
35. ~地域で気づき・つなぎ・支える~認知症総合支援事業「令和4年度第1回アドバイザーボード」の開催を可決
36. 令和4年度認知症サポート医養成研修受講者派遣を可決
37. 学術・生涯教育委員会委員の委嘱替えを可決
38. 学術講演会への共催および日医生涯教育講座の認定を可決
39. 日医生涯教育講座の認定を可決
40. 府医若手医師ワーキンググループコアメンバーの追加委嘱を可決
41. 第25回京滋医療安全研究会の後援を可決
42. 看護専門学校 校内のペーパーレス化にもなうタブレット型端末の購入を可決
43. 近医連常任委員会への出席を可決

第10回 定例理事会（6月16日）

報 告

1. 6月度基金支部運営委員会の状況
2. 第5回感染症対策委員会の状況
3. 令和4年度「第1回京都在宅医療塾～在宅医療多職種連携 Part」の状況
4. 6月度学術・会員業務担当部会の状況
5. 令和4年度学術賞選考委員会の状況
6. 看護専門学校第1回学校運営会議の状況
8. 常任委員会の開催を可決
9. 第208回定時代議員会決議（案）を可決
10. <京都府>令和4年度第1回京都府認知症疾患医療センター連携協議会への出席を可決
11. 令和4年度府医学術賞の授与を可決
12. 看護専門学校学則の一部改正を可決
13. 看護専門学校実習施設および実習謝金基礎額（支払予定額）を可決
14. 看護専門学校学生自治会の助成金交付を可決

議 事

7. 会員の入会・異動・退会 21件を可決

府医会館会議室の利用日を拡充しています !!

令和4年7月20日より、府医会館会議室は、今まで休館日であった毎月第1土曜日ならびに日曜日もご利用可能となっております。

会議室の利用を希望される場合は、府医総務課に予約状況等を直接ご確認ください。追って申込用紙（使用許可願）を送付いたします。

- ※・申込用紙（使用許可願）を受理した後、使用目的、内容その他を審査の上、適否を決定いたします。
- ・国民の祝日、盆休み（8月15日・16日）、年末年始（12月29日～1月4日）は、従来どおり休館日となり、ご利用できません。
- ・利用可能時間は、午前9時30分～午後5時までです。
- ・土・日曜日の利用料金は平日料金の30%割増しとなります。
- ・土・日曜日の会議室利用の際は、急病診療所の診療時間内と重なるため、駐車場のご利用を控えていただいております。来館時には公共交通機関をご利用ください。

「京都府医師会・会員メーリングリスト」にご登録ください

府医では、会員の先生方の迅速な意見交換、情報交換の場として「府医・会員メーリングリスト」を運用しております。

Gmail と PC アドレスなどを複数ご登録いただくことも可能です。すでにご登録いただいている会員の先生方も、スマホやタブレットなどでご確認いただくために、登録アドレスを見直しませんか。下記登録方法にてお申し込みください。

『京都府医師会・会員メーリングリスト利用規約』

<https://www.kyoto.med.or.jp/doctor/ml-kiyaku.pdf>

『京都府医師会・会員メーリングリスト運用ガイドライン』

<https://www.kyoto.med.or.jp/doctor/ml-unyougaido.pdf>

登録方法

以下の申込先フォーム URL よりご登録をお願いいたします。
アドレスは2つまでご登録いただけます。

(パソコン) <https://ssl.formman.com/form/pc/JpJfpmjNSAt4OKE3/>

(携 帯) <https://ssl.formman.com/form/i/JpJfpmjNSAt4OKE3/>



上記の方法によりご登録できない場合は、FAX でのお申し込みを受け付けます。

必要事項 (①地区医師会名 ②医療機関名 ③氏名 ④メールアドレス) をご記入の上、総務課 (FAX : 075 - 354 - 6074) まで送信してください。

※お申し込みいただいた会員の先生方には、府医事務局においてアドレスを登録します。

～ 9月度請求書 (8月診療分) 提出期限 ～

▷基金 10日(土) 午後5時30分まで

▷国保 10日(土) 午後5時まで

▷労災 12日(月) 午後5時まで

☆オンライン請求は10日(土)

☆提出期限にかかわらず、お早めにご提出ください。

☆保険日より3月15日号に半年分の基金・国保の提出期限を掲載していますので併せてご参照ください。

保険だより**— 必 読 —**

オンライン資格確認に係る加算の 見直しなどを答申—中医協 医療情報・システム基盤整備体制充実加算を新設

中医協は8月10日、「オンライン資格確認の導入の原則義務付けおよびこれに伴う診療報酬上の加算の取り扱い」について厚労大臣に答申しました。

具体的には、令和4年度診療報酬改定で新設された「電子的保健医療情報活用加算」は9月末で廃止され、10月1日からは「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設されます。オンライン資格確認を行う体制を有する医療機関（オンライン請求の医療機関に限る）を評価するもので、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1は初診の患者に月1回に限り4点を加算、医療情報・システム基盤整備体制充実加算2はマイナンバーカードで受診した初診の患者に月1回に限り2点を加算するものです。

また、令和5年4月からオンライン資格確認の導入が原則として義務付けられるとともに、医療機関および保険医療費担当規則にその旨が定められることとなります（紙レセプトで請求する医療機関は対象外）。

あわせて、オンライン資格確認の導入に際しての補助金についても見直しがされ、診療所は上限額の3/4の補助から上限額の実費補助に変更、病院は補助上限額の変更がされます。

○電子的保健医療情報活用加算を9月末で廃止

マイナ保険証を利用する場合7点（初診）4点（再診）／利用しない場合3点（初診）

○医療情報・システム基盤整備体制充実加算の新設（10月1日～）

加算1：施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合4点（月1回）

（従来の保険証を持参した患者の場合等）

加算2：施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合2点（月1回）

（マイナ保険証を持参し、医療情報等の提供に同意した患者の場合や、診療情報提供書等を通じて、医療情報等を取得した患者の場合等）

※初診料、小児科外来診療料、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料、小児かかりつけ診療料、外来腫瘍化学療法診療料に加算

[施設基準]（抜粋）

- (1) レセプトのオンライン請求を行っていること。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。
- (3) 次に掲げる事項について、当該医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。

ア オンライン資格確認を行う体制を有していること。

イ 当該医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。

9月度請求書(8月診療分)

提出期限

▷基金 10日(土)

午後5時30分まで

▷国保 10日(土)

午後5時まで

▷労災 12日(月)

午後5時まで

※オンライン請求は10日(土)

☆提出期限にかかわらず、

お早めにご提出ください。

☆保険だより3月15日号に半年分の基金・国保の提出期限を掲載していますので併せてご参照ください。

*情報の取得・活用の具体的な方法として、初診時に患者の診療情報を取得する際には、別途示される問診票(標準的な問診項目が含まれた問診票)又はこれに準じた問診票を用いることが求められる予定。

○日本医師会 相談窓口の拡充

今回の原則義務化を契機として地域医療提供体制に支障を来たす事態が生じないように、日本医師会としても各関係者と協力し、引き続き課題解決に努めていくことを表明されています。

これらの課題への対応について、厚労省は中医協において、「コールセンターを設置し、個別の問い合わせに対応している」、「これまでに受けた問い合わせを踏まえ、順次Q & A を更新し、わかりやすい配付資料等も行っていく」、「システム事業者にも、システム事業者導入促進協議会の活動等を通じ、丁寧な対応を依頼していく」、「申し込みから導入開始まで、ステージごとの課題に適切に対応していく」との見解を示しています。

そこで、現場の課題をより広く収集するために、日本医師会では、従来から設置している相談窓口を拡充いたします。導入についてお困りのこと(例えば、地域に業者が見つからない、見積額が補助金上限額より高い、保守料が高い、導入に時間がかかる、適切なネットワーク回線が見つからないなど)ございましたら、下記相談窓口には是非情報をお寄せください。いただいた情報を厚生労働省やオンライン資格確認推進協議会(日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会にて設立)と共有し、問題解決のための情報提供や業者への働きかけ等の支援を行ってまいります。

【日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内オンライン資格確認相談窓口】

<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html>



医療DXを推進し、医療機関・薬局において診療情報を取得・活用し質の高い医療を実施する体制の評価

中医協 総-12-2
4 . 8 . 1 0

- ▶ 令和5年度より、保険医療機関・薬局に、医療DXの基盤となるオンライン資格確認等システムの導入が原則義務化されることを踏まえ、当該システムを通じた患者情報の活用に係る現行の評価を廃止。
- ▶ その上で、医療DXの推進により、国民が医療情報の利活用による恩恵を享受することを推進する観点から、初診時等における情報の取得・活用体制の充実及び情報の取得の効率性を考慮した評価を新設。

オンライン資格確認等システムを通じた情報活用に係る現行の評価の廃止

○ 電子的保健医療情報活用加算

【医科・歯科】マイナ保険証を利用する場合 7点(初診) 4点(再診) / 利用しない場合 3点(初診)

【調剤】マイナ保険証を利用する場合 3点(月1回) / 利用しない場合 1点(3月に1回)

廃止

初診時等における診療情報取得・活用体制の充実に係る評価の新設(令和4年10月~)

(新) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算

- 1 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合 4点
- 2 1であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合 2点
※調剤は、1 3点(6月に1回)、2 1点(6月に1回)

医療機関・薬局に求められること

【施設基準】

- 次の事項を当該医療機関・薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること(対象はオンライン請求を行っている医療機関・薬局)。
- ① オンライン資格確認を行う体制を有していること。(厚労省ポータルサイトに運用開始日の登録を行うこと)
- ② 患者に対して、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用(※)して診療等を行うこと。

【算定要件】

- 上記の体制を有していることについて、掲示するとともに、必要に応じて患者者に対して説明すること。(留意事項通知)

(※) この情報の取得・活用の具体的な方法として、上記にあわせて、初診時の問診票の標準的項目を新たに定めることを予定(薬局については、文書や聞き取りにより確認する項目を定めるとともに、当該情報等を薬剤服用歴に記録することを求める予定)

診療情報を取得・活用する効果(例)

<p>医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 薬剤情報により、重複投薬を適切に避けられるほか、投薬内容から患者の病態を把握できる。 ✓ 特定健診結果を診療上の判断や薬の選択等に生かすことができる。 	<p>問診票の標準的項目を新たに定める(イメージ)</p> <p>問診票(初診時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今日の症状 ● 他の医療機関の受診歴 ● 過去の病気 ● 処方されている薬 ● 特定健診の受診歴 ● アレルギーの有無 ● 妊娠・授乳の有無 ● …… <p>R4年8月時点でオンラインにより確認可能</p> <p>※当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めています。</p>	<p>薬局</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 薬剤情報により、重複投薬や相互作用の確認が可能になる。 ✓ 特定健診の検査値を踏まえた処方内容の確認や服薬指導が可能になる。
--	--	---

今後、閲覧可能な情報が増えること等によって正確な情報をより効率的に取得・活用可能となり、更なる医療の質の向上を実現

医療DXの基盤となるオンライン資格確認の導入の原則義務付け

第1 基本的な考え方

オンライン資格確認は、患者の医療情報を有効に活用して、安心・安全でより良い医療を提供していくための医療DXの基盤となるものであることを踏まえ、医療機関・保険薬局に、令和5年4月からその導入を原則として義務付ける。

第2 具体的な内容

(1) 医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)等の改正関係

1. 医療機関及び保険薬局は、患者の受給資格を確認する際、患者がマイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認による確認を求めた場合は、オンライン資格確認によって受給資格の確認を行わなければならないこととする。(医療機関及び保険医療養担当規則第3条第1項及び第2項関係等)
2. 現在紙レセプトでの請求が認められている医療機関・保険薬局については、オンライン資格確認導入の原則義務付けの例外とする。(同令第3条第3項関係等)
3. 医療機関及び保険薬局(2.の医療機関・保険薬局を除く。)は、患者がマイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認による確認を求めた場合に対応できるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならないこととする。(同令第3条第4項関係等)

現 行	改 定 案
<p>【医療機関及び保険医療養担当規則】 (受給資格の確認)</p> <p>第三条 医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。</p> <p>一 健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)第三条第十三項に規定する電子資格確認</p> <p>二 患者の提出する被保険者証 (新設)</p>	<p>【医療機関及び保険医療養担当規則】 (受給資格の確認等)</p> <p>第三条 医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)第三条第十三項に規定する電子資格確認(以下「電子資格確認」という。)又は患者の提出する被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「という。)又は患者の提出する被保険者証」とあるのは「という。)」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて電子資格確認により」とする。</p>

(新設)	<p><u>3 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和三十九年厚生省令第三十六号)第五条第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つて</u> <u>いる医療機関及び同令第六条第一項の規定により届出を行つた医療機関については、</u> <u>前項の規定は、適用しない。</u></p>
(新設)	<p><u>4 医療機関(前項の規定の適用を受けるものを除く。)</u>は、<u>第二項に規定する場合において、患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。</u></p>

(※) 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)についても同様の改正を行う。

(2) 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成18年厚生労働省告示第107号)の改正関係

医療機関及び保険薬局はオンライン資格確認に係る体制に関する事項を院内に掲示しなければならないこととする。

現 行	改 定 案
<p>【療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等】</p> <p>第一 医療機関及び保険医療養担当規則(以下「療担規則」という。)第二条の六及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(以下「療担基準」という。)第二条の六の厚生労働大臣が定める揭示事項一～五(略)</p> <p>(新設)</p> <p>第十三 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(以下「薬担規則」という。)第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示事項一～三(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>【療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等】</p> <p>第一 医療機関及び保険医療養担当規則(以下「療担規則」という。)第二条の六及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(以下「療担基準」という。)第二条の六の厚生労働大臣が定める揭示事項一～五(略)</p> <p><u>六 療担規則第三条第四項及び療担基準第三条第四項に規定する体制に関する事項</u></p> <p>第十三 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(以下「薬担規則」という。)第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示事項一～三(略)</p> <p><u>四 薬担規則第三条第四項及び療担基準第二十六条第四項に規定する体制に関する事項</u></p>

医療情報化支援基金による医療機関・薬局への補助の見直し

中医協 総-8-3
4 . 8 . 1 0

○ オンライン資格確認の導入を原則として義務化することに伴い、閣議決定を行った令和4年6月7日から令和4年12月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込むとともに、令和5年2月末までにシステム事業者との契約を結んだ医療機関・薬局について^(※)、補助内容の見直しを行う。(従前どおり、令和5年3月末までに事業完了、同年6月末までに交付申請が必要)

※ 上記申込期限は最も遅いケースであり、医療機関等はより早期の申込や契約が必要。

- ・ 病院：過半数以上の病院が事業額の上限を超過していることを踏まえ、現行の補助上限額を見直し（補助率は1/2を維持）
- ・ 診療所・薬局（大型チェーン薬局以外）：経営規模を踏まえ、実費補助とする。
- ・ 大型チェーン薬局：補助基準内にほぼ収まっていることから、現状を維持。

	顔認証付きカードリーダーの申込時期	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)
顔認証付きカードリーダー提供台数		3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の費用の補助内容	①令和3年4月～令和4年6月6日	1台導入する場合 105万円を上限に補助 ※事業額の210.1万円を上限に、その1/2を補助	2台導入する場合 100.1万円を上限に補助 ※事業額の200.2万円を上限に、その1/2を補助	3台導入する場合 95.1万円を上限に補助 ※事業額の190.3万円を上限に、その1/2を補助	21.4万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限に、その1/2を補助	32.1万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限に、その3/4を補助
	②令和4年6月7日～	210.1万円を上限に補助 ※事業額の420.2万円を上限に、その1/2を補助	200.2万円を上限に補助 ※事業額の400.4万円を上限に、その1/2を補助	190.3万円を上限に補助 ※事業額の380.6万円を上限に、その1/2を補助	同上	基準とする事業額42.9万円を上限に実費補助

※ その他の費用：(1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

※ 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局については上限額まで実費を補助する特例を実施

※ ①の期間にカードリーダーを申し込んだ施設において、オンライン資格確認の運用が進んでいない状況に鑑み、迅速な運用を促進する観点から、令和4年6月7日から令和5年1月末までに運用開始した施設については、別途の補助を実施する(補助金交付済の施設を除く。別途の補助の内容は、①と②の差額とする)。

食物アレルギー疾患生活管理指導表について

令和4年度診療報酬改定により、アレルギー疾患を有する児童等が安心して安全に学校等に通うことができるよう、主治医と学校医等の連携を推進する観点から、アレルギー疾患生活管理指導表を用いた主治医から園医や学校医等への情報提供について、診療情報提供料(I)250点が算定可能となりました。厚労省が示す様式(次頁参照)に必要な事項を記載いただくこととなります。

一方で、京都府内では従来から府医が作成した幼稚園・保育園向けの「食物アレルギー児における食品除去のための診断書」(自費)をご利用いただいていたところですが、当該様式は厚労省が示す様式とは異なるため、診療情報提供料(I)の算定は認められません。今後、患者家族や保育園等から給食時の食品除去のための書類の求めがあった場合に、その必要を認めて発行される場合は、次頁様式を用いて園医等に診療情報として提供いただきますようお願い申し上げます。

なお、小児科外来診療料(6歳未満)を算定されている場合(診療情報提供料(I)の評価が包括)や提供先の園医、学校医である場合(主治医と園医、学校医等が同一)は診療情報提供料(I)が算定できませんのでご注意ください。算定できないことを理由に自費請求することは認められません。

また、園医や囁託医が配置されていない認可外保育所等に通う患者家族からの求めに応じて書類を発行する場合は、従来どおり診断書を用いていただくことは差し支えありません。

(別紙様式14の2)

情報提供先保育所等名

嘱託医 _____ 殿

※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版) 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー)

名前 _____ 男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳 _____ ヶ月) _____ 組

※この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

食物アレルギー(あり・なし)	病型・治療 A. 食物アレルギー病型 1. 食物アレルギーの疑う乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他)	保育所での生活上の留意点 A. 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 管理必要(管理内容については、病型・治療のC、欄及び下記C、E欄を参照) B. アレルギー用調整粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は()内に記入 ミルフィーHP・ニューMA-1・MA-mi・ヘブディエント・エレメンタルフォーミュラ その他()	★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話:
	B. アナフィラキシー病型 1. 食物 (原因) 2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛)	C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの 病型・治療のC、欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるものみに○をつける ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話 _____
C. 原因食品・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ビーナッツ () 6. 大豆 () 7. ゴマ () 8. ナッツ類* () (すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド) 9. 甲殻類* () (すべて・エビ・カニ) 10. 軟体類・貝類* () (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ) 11. 魚卵* () (すべて・イクラ・タラコ) 12. 魚類* () (すべて・サバ・サケ) 13. 肉類* () (鶏肉・牛肉・豚肉) 14. 果物類* () (キウイ・バナナ) 15. その他 () 「*は()の中の該当する項目に○をするか具体的に記載すること」	D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(エピペン®) 3. その他 ()	E. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談の上を記載。対応内容は保育所が保護者と相談の上決定)	

● 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。

- 同意する
- 同意しない

保護者氏名 _____

(別紙様式14の3)

情報提供先学校名 _____

学校医等 _____ 殿

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 組 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

食物アレルギー(あり・なし)	病型・治療 A. 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	学校生活上の留意点 A. 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 B. 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C. 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 D. 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要	★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話:
	B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 () 5. 医薬品 () 6. その他 ()	C. 原因食品・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ビーナッツ () 6. 甲殻類 () 7. 木の实類 () 8. 果物類 () 9. 魚類 () 10. 肉類 () 11. その他1 () 12. その他2 ()	D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(エピペン®) 3. その他 ()

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等と共有することに同意します。

保護者氏名 _____

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る 周知広報ポスター等の掲示について

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、必要な配慮措置（外来受診において、施行後3年間、1か月の負担増を最大でも3,000円とする措置）を設けつつ、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を2割とすることとされ、施行日が令和4年10月1日に決定されたこととお知らせしていたところです。

今回の見直しについて、国民への丁寧な周知の観点から、厚労省において、院内掲示に活用できるポスター（下記参照）や対象者の判定フロー、配慮措置の概要が掲載された周知広報リーフレットが作成されましたので、お知らせします。

ポスター等については厚労省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/newpage_21060.html）に掲載予定であるほか、後期高齢者医療広域連合から直接、各医療機関に対して一定数送付される予定となっていますので、適宜ご活用ください。

後期高齢者医療に加入されている方へお知らせ

令和4年(2022年)10月1日から、 一定以上の所得がある方は、 医療費の窓口負担割合が 変わります。



- ◆課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上の方は、窓口負担割合が2割となります。
※現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。
※窓口負担割合が2割となる方は、全国の後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。
- ◆ご自身の窓口負担割合が2割となるかについては、令和4年9月頃に後期高齢者医療広域連合または市区町村から、令和4年10月以降の負担割合が記載された被保険者証を交付しますので、そちらをご確認ください。

窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- ◆令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外です）。
- ◆同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなり、そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻します。
- ◆配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日自動的に払い戻します。

**配慮措置が適用される
場合の計算方法**

例：1か月の外来医療費全体額が
50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき①	5,000円
窓口負担割合2割のとき②	10,000円
負担増③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
払い戻し等⑤(③-④)	2,000円

配慮措置
1か月5,000円の負担増を
3,000円までに抑えます

**医療機関や薬局などで被保険者証を提示する
ときは「有効期限」を必ず確認しましょう**



労災診療費算定実務研修会の開催について (ご案内)

労災診療費算定基準に関する知識と資質の向上をはかり、労災診療費の迅速適正な支払いに資するため、労災指定医療機関等を対象に標記研修会を労災保険情報センター（RIC）および京都労働局との共催で下記のとおり開催することとなりましたので、お知らせします。

お申し込みについては、RIC より9月上旬頃に労災指定医療機関宛に送付されているご案内を確認いただき、直接 RIC へお申し込みください。メ切は9月30日(金)までとなりますが、定員によりメ切となる場合もありますのでご了承ください。

詳細については、RIC 労災医療部支援課（TEL：03-5684-5516）までお問い合わせください。

記

日 時 10月20日(木) 午後1時30分～午後3時30分

開催方法 ZoomによるWeb開催

※WEB参加できない方は先着順になりますが、若干名（最大50名）会場（京都府医師会館：京都市中京区西ノ京東梅尾町6）での聴講を募集します。

- 内 容
- ① 労災診療費請求に係る留意事項
 - ② 基本診療料
 - ③ 処置料，リハビリテーション料
 - ④ 手術料，その他の特例

申し込み方法

<WEB参加の場合>

RIC ホームページ内の「実務研修会申込フォーム」<https://www.rousai-ric.or.jp/tabid/558/Default.aspx> または、下記 QR コードより会場「京都府」「京都会場」を選択しお申し込みください。申し込み完了後、「ご連絡先メールアドレス」に登録完了メールが送信されます。



〈WEB参加申し込み用 QR コード〉

*参加登録するメールアドレスは1医療機関につき1アドレスでお願いします。複数のパソコンで視聴する場合は、RIC から送信される URL とパスワードをコピーしご視聴ください。

*はじめて Zoom を利用される方は、事前にパソコンやスマートフォンに Zoom アプリをダウンロードしてください (<https://zoom.us/download>)。

*研修会参加用 URL 等については、開催日の1週間前頃までにお知らせします。

*研修会資料については10月13日(木)～11月21日(月)まで京都労働局ホームページに掲載予定ですので、事前にダウンロードし、当日お手元にご準備ください。

<会場参加の場合>

RIC から送付されている参加申込書にご記入のうえ、RIC 労災医療部支援課あて (FAX：03-5684-5521) にお申し込みいただき、参加票（参加申込書下欄）を当日ご提出ください。研修会資料は当日会場で配付します。

受講料 無料

- 留意点
- ・RIC 契約医療機関は RIC が事前に送付しているテキスト「労災診療費算定実務講座（令和4年改訂版）」をご持参ください。その他の医療機関は、参加申し込みに併せて、テキストの購入申し込みをしてください（テキスト代¥2,510円＋送料）。
 - ・会場参加の場合は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、マスクの着用等にご協力ください。また、駐車スペースに限りがありますので、当日は公共交通機関をご利用ください。

お問い合わせ先

(公財) 労災保険情報センター (RIC) 労災医療部 支援課
〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25 日教販ビル2F
TEL 03-5684-5516 FAX 03-5684-5521

新型コロナウイルス検査等に係る Q&Aについて

◇厚生労働省疑義解釈資料（令和4年度診療報酬改定その20・21／8月3日・4日付）

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）】

問1 令和2年5月13日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和4年8月3日付けの薬事承認の一部変更により追加された「エスプライン SARS-CoV-2 N」（富士レビオ株式会社）の唾液による検出についてはいつから保険適用となるのか。

（答） 令和4年8月3日より保険適用となる。

【インフルエンザ核酸検出】

問1 「鼻咽頭ぬぐい液中のA型及びB型インフルエンザウイルス RNA の検出」を使用目的として令和4年8月4日付けで薬事承認された「GeneSoC インフルエンザウイルスA / B 検出キット」（杏林製薬株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答） 令和4年8月4日より保険適用となる。なお、当該検査を実施する場合は、「D023」微生物核酸同定・定量検査の「I3」インフルエンザ核酸検出を算定すること。

検査料の点数の取り扱いについて

8月1日から

新たな臨床検査1件（E2（既存項目・変更あり））が保険適用され、それにともない、今般、厚生労働省保険局医療課長から下記のとおり取り扱う通知が示され、令和4年8月1日から適用となりましたのでお知らせします。

記

■新たに保険適用が認められた検査

測定項目	SARS-Cov-2 抗原検査（定量）
販売名	ケミルミ SARS-CoV-2Ag
区分	E2（既存項目・変更あり）
測定方法	化学発光免疫測定法
主な測定目的	鼻咽頭ぬぐい液中の SARS-CoV-2 抗原の測定（SARS-CoV-2 感染の診断補助）
点数	560点（「D012」感染症免疫学的検査「52」HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）の280点の2回分）
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部）</p> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D012 感染症免疫学的検査 （1）～（52）（略） （53） SARS-Cov-2 抗原検出（定性・定量） ア（略） イ SARS-CoV-2 抗原検出（定量）は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し COVID-19の診断を目的として <u>化学発光酵素免疫測定法（定量）</u>、<u>電気化学発光免疫測定法（定量）</u> 又は <u>化学発光免疫測定法（定量）</u> による SARS-CoV-2 抗原検出（定量）を行った場合に限り、「52」HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。</p> <p>COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。</p> <p>ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠をレセプトの摘要欄に記載すること。</p>

上記に加え、COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として本検査を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25日健感発0225第1号)の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果をレセプトの摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2抗原検出(定量)を実施した場合、SARS-CoV-2抗原検出(定性)については、別に算定できない。

患者の疾病または負傷が第三者行為によって生じたと認められる場合におけるレセプトの記載について

保険者は第三者による不法行為(第三者行為)による疾病等について医療保険の給付を行った場合、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとなります。また、被保険者は保険者に対し、第三者行為による被害の届出を提出しなければならないとされています。

現在、各保険者においては、第三者行為によって保険給付が行われた場合の求償事務(給付を受けた被保険者から保険者が代位取得した損害賠償請求権の行使)の強化を図っていることから、適正な保険給付の執行にあたり厚労省より改めて周知依頼がありましたので、お知らせします。

具体的には、医療機関においては、患者の疾病等が第三者行為によって生じたと認められる場合には、レセプトの特記事項欄に「10. 第三」と記載することになりますが、当記載により保険者は第三者行為が疑われる事案を把握する契機としていることから、ご理解・ご協力を求めるものです。

▷「診療報酬請求書等の記載要領等について」(抜粋)

II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第2)

- 1 (略)
- 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項
 - (1)～(12) (略)
 - (13) 「特記事項」欄について

記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。

コード	略号	内 容
01～09	(略)	
10	第三	患者の疾病又は負傷が、第三者の不法行為(交通事故等)によって生じたと認められる場合
11～44	(略)	

公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の 保険上の取り扱いについて

医薬品は、原則として承認された効能・効果および用法・用量を前提に保険適用されていますが、保険適用を迅速に行うことでドラッグ・ラグを解消する観点から、一定の条件を満たした医薬品については、今後追加される予定の効能・効果および用法・用量についても保険適用を可能とする取り扱いが中薬協総会にて了承されています。

今般、7月29日に開催された薬食審第二部会および8月4日に開催された薬食審第一部会において、それぞれ下記の品目についての事前評価が行われた結果、当該品目については公知申請を行っても差し支えないとの結論となりました。

これを受け、今後追加される予定の効能・効果についても7月29日および8月4日から保険適用が可能となりましたので、お知らせします。

▷7月29日から保険適用が可能となった医薬品

1. 一般名：アセトアミノフェン

販売名：カロナール原末，カロナール細粒 20%，カロナール細粒 50%，カロナール錠 200，カロナール錠 300，カロナール錠 500

会社名：あゆみ製薬株式会社

変更される予定の効能・効果（取消線部削除，下線部追加，関連する部分のみ抜粋）：

1) 下記の疾患並びに症状の鎮痛各種疾患及び症状における鎮痛

~~頭痛，耳痛，症候性神経痛，腰痛症，筋肉痛，打撲痛，捻挫痛，月経痛，分娩後痛，がんによる疼痛，歯痛，歯科治療後の疼痛，変形性関節症~~

用法・用量（変更なし）：

通常，成人にはアセトアミノフェンとして，1回 300～1000mg を経口投与し，投与間隔は4～6時間以上とする。なお，年齢，症状により適宜増減するが，1日総量として4000mg を限度とする。また，空腹時の投与は避けさせることが望ましい。

<参考>

アセトアミノフェンの効能・効果は，これまで各種疾患・症状名の記載が多岐にわたっていたところ，医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議における本品目の術後疼痛及び関節リウマチに関する要望に対する検討結果を踏まえ，本品目は国際的に標準的な鎮痛薬と位置づけられている点も考慮し，効能・効果は，個別の疾患名を列挙するのではなく「各種疾患及び症状における鎮痛」とすることが適切とされたものである。

▷8月4日から保険適用が可能となった医薬品

1. 一般名：レベチラセタム

販売名：イーケプラ点滴静注 500mg

会社名：ユーシービージャパン株式会社

追記される予定の効能・効果：

てんかん重積状態

追記される予定の効能・効果に関連する注意：

<てんかん重積状態>

・診療ガイドラインを参考とし，本剤の投与が適切と判断される患者に投与すること。

追記される予定の用法・用量：

<てんかん重積状態>

成人の場合1回1000～3000mgを静脈内投与(投与速度は2～5mg/kg/分で静脈内投与する)するが、1日最大投与量は3000mgとする。

2. 一般名：メピバカイン塩酸塩

販売名：スキヤンドネストカートリッジ3%

会社名：日本歯科薬品株式会社

追記される予定の効能・効果(下線部追加)：

歯科・口腔外科領域における浸潤麻酔又は伝達麻酔

用法・用量(変更なし)：

通常、成人には1管1.8mL(メピバカイン塩酸塩として54mg)を使用する。

なお、年齢、麻酔領域、部位、組織、症状、体質により適宜増減するが、増量する場合には注意すること。

効能・効果に関連する注意(下線部追加)：

1. 浸潤麻酔においては、30分以内の処置に適用すること。

[本剤は、血管収縮薬配合の局所麻酔剤と比較して作用時間が短い。]

被保険者証の無効通知について

次のとおり保険者より無効通知が送付されましたので、ご注意ください。

[厚生労働省第二共済組合南京都病院所属所]

保 険 者 番 号	31260193
記 号 番 号	51900276
氏 名	井 上 孝太郎
生 年 月 日	—
無 効 事 由	紛 失
無 効 年 月 日	令4. 7. 29

[裁判所共済組合大津支部]

保 険 者 番 号	31250152
記 号 番 号	125 220596
氏 名	佐 野 英 司
被 扶 養 者 氏 名	佐 野 佳代子
無 効 事 由	紛 失
無 効 年 月 日	令4. 8. 2

地域医療部通信

令和4年度 京都市高齢者インフルエンザ予防接種について

京都市高齢者インフルエンザの予防接種について、下記のとおり制度を見直します。

1 見直し内容

(1) 接種料金(徴収する自己負担額)

対象		これまで	→	令和4年度
市民税 課税者	総所得 125 万円超	2,000 円		
	総所得 100 万円超～125 万円以下	1,500 円		
	総所得 100 万円以下	1,000 円		
市民税非課税者	0 円	0 円		
生活保護・中国残留邦人等支援給付受給者		0 円		0 円

(2) 自己負担区分証明書の廃止

令和3年度まで請求に添付していた「自己負担区分証明書」は、接種料金を一律1,500円に統一したこととともない、廃止しましたので、請求に添付する必要はありません。

ただし、生活保護等受給者については、引続き無料で接種していただけますので、各区役所・支所の生活福祉課で発行している生活保護等の受給証明書を、予防接種券と併せて添付して請求してください(次頁参照)

2 実施期間 令和4年10月15日(土)～令和5年1月31日(火)

3 対象者

- (1) 接種日現在65歳以上の京都市民
- (2) 接種日現在60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害があり日常生活を極度に制限される京都市民
- (3) 接種日現在60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり日常生活を極度に制限される京都市民

4 接種料金 5,110円(税込・自己負担金含む) ※不適格診断料:2,970円

※ 窓口徴収金額(自己負担金) = 1,500円

5 予診票等の書類

「予防接種受託報酬請求書」、「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」、「手引」等につきましては、9月中旬頃に協力医療機関に対して京都市(担当:医療衛生企画課 TEL:075-222-4421)から直接郵送いたしますので、そちらをご使用ください。

次ページもご確認ください。

6 請求方法

(1) 1,500円の方

接種料金が1,500円の方(生活保護等受給者以外)については、予診票に付属の「予防接種券」(自己負担金欄に1,500円と印字)を「予防接種受託報酬請求書」に添付して国保連合会へ請求していただきますようお願いします。

(2) 生活保護・中国残留邦人等支援給付受給者の方

生活保護および中国残留邦人等支援給付を受給の方は接種料金が無料ですので、予診票に付属する「予防接種券」(自己負担金欄に1,500円と印字)に加えて、京都市が発行する「生活保護受給証明書」または「支援給付受給証明書」を添付して請求いただく必要がありますので、ご注意ください。

※後日提出されても、接種料金の還付制度はありませんので、ご注意ください。

生活保護受給証明書

京都市 福祉 事務所長

生活保護受給証明書 (見本)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰化した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等に基づき支援給付受給証明書

京都市 福祉 事務所長 公印

中国残留邦人等支援給付受給証明書 (見本)

7 協力医療機関の登録方法

新たに協力医療機関としての登録を希望される場合は、京都府医師会 地域医療3課 (TEL: 075-354-6134 FAX: 075-354-6097) までご連絡ください。折り返し、申請用紙(協力医療機関承諾書)を送付(FAX)いたします。

なお、以前にご登録いただきました医療機関各位におかれましては、ご辞退のお申し出がない限り、本年度も協力医療機関としてお取り扱いさせていただきますので、ご了承ください。

8 問い合わせ先

京都市 保健福祉局医療衛生推進室 医療衛生企画課

TEL 075-222-4421 (平日の午前8時45分~午後5時30分)

FAX 075-222-4062

産業保健研修会のご案内（令和4年10月～11月）

京都産業保健総合支援センターとの共催

お申し込みは、下記（一覧表の下）をご参照もしくは075-212-2600へお問い合わせください。

新型コロナウイルスの感染拡大にともない、以下の対応をいたしますので、ご了承ください。

- 1) 流行の状況によって、開催を中止する可能性がございます。
- 2) 必ずマスク着用の上、ご参加ください。
- 3) 開催日までの14日以内で以下の①～⑦に該当する（症状があった）場合は、参加をお断りします。
 - ① 37.5℃を超える発熱
 - ② かぜ症状（せき・痰等）
 - ③ 息苦しさ（呼吸困難）
 - ④ だるさ（倦怠感）
 - ⑤ 味覚・嗅覚の異常
 - ⑥ 新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者との濃厚接触
 - ⑦ 保健所から健康観察を指示された方との濃厚接触
- 4) 密を避け、通常より座席間隔を取るため、受講定員を絞らせていただきます。
- 5) 換気を促進するため、扉や窓を開放させていただきます。
- 6) 更新期日の迫った産業医の参加を一部優先させていただきます。
- 7) 他府県からの参加はご遠慮ください。

※以下の研修会は、日医認定産業医研修会として申請中

日時・場所	テーマと概要	定員	講師
10月6日(木) 午後2時～ 午後4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側) ※公共交通機関をご利用ください	「若年性認知症の方の就労継続支援」(第3回) (共催：京都府) ・認知症の症状・診断・治療 ・若年性認知症の基礎知識および現状 ・早期発見の重要性（鑑別すべき疾患や鬱などの他の病気との違い） ・本人や家族への対応（診断時の対応や家族へのケア、サービスへのつなぎ） ・若年性認知症への支援のあり方 生涯（専門）2単位	50名	京都府医師会 認知症対策担当理事 西村 幸秀氏 京都府立医科大学大学院 精神機能病態学 講師 松岡 照之氏
10月13日(木) 午後2時～ 午後4時 舞鶴医師会館 2階会議室	「職場のメンタルヘルス 一次予防の取組み ～参加型職場環境改善の実際～」【舞鶴開催】 ストレスチェック制度の主な目的は一次予防となっており、その効果的な手法として参加型職場環境改善活動が注目されています。 近年自治体などで行われている職場環境改善の取組みについて具体的に紹介します。 生涯（実地）2単位	20名	京都産業保健 総合支援センター 相談員 森口次郎氏

日時・場所	テーマと概要	定員	講師
10月17日(月) 午後2時～ 午後4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側) ※公共交通機関を ご利用ください	<p>「職域健診におけるアルブミン尿測定の意義 ～宮城過労死予防研究の成果～」</p> <p>労災二次検診において、一部の対象者に認められる微量アルブミン尿の測定については、その病態や産業保健分野における活用法については十分に理解されているとはいえないのが現状です。</p> <p>本講演では、微量アルブミン尿が日本人の一般住民において明らかな脳、心臓疾患発症リスクになることを示した我々の前向き研究の結果について解説します。また、微量アルブミン尿を抑制するための方策について教職員集団で検討した宮城過労死予防研究の最新の結果についてもご紹介いたします。</p> <p>労災二次検診においてなんとなく測定されている微量アルブミン尿の有効な活用法について理解が深められるものと期待します。</p> <p>生涯(専門) 2単位</p>	50名	東北労災病院治療就労 両立支援センター 予防医療部長 宗像 正徳氏
10月19日(水) 午後2時～ 午後4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側) ※公共交通機関を ご利用ください	<p>「健康と医療に関する情報のチェックポイント～エビ デンスに基づく産業保健に向けて～アップデート」</p> <p>今日、健康や医療の情報は、メディア、インターネット、口コミなどさまざまな形で世の中に溢れています。しかし、何が正しいのか、何を信じたらよいか、分からなくなっているのが現代人の共通の悩みとも言えます。情報に振り回されず、それを活用できる力はヘルスリテラシー、または健康情報リテラシーと呼ばれます。講演では、より良い産業保健の専門家にとって必要な情報のチェックポイントと、その手がかりとなる疫学やエビデンスについてのお話しをしたいと思います。</p> <p>生涯(専門) 2単位</p>	50名	京都大学大学院 医学研究科 社会健康医学系専攻 健康情報学分野 教授 中山 健夫氏
10月24日(月) 午後2時～ 午後4時30分 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側) ※公共交通機関を ご利用ください	<p>産業保健と法「休復職と法」(全6回シリーズ3回目)</p> <p>メンタルヘルス不調その他の難治性疾患のり患者の休職と復職に関わる法的留意点につき、関係判例等に照らして解説します。</p> <p>※産業保健と法シリーズについては、可能な限り連続で受講していただきますようお願いいたします。</p> <p>生涯(更新) 1単位, (専門) 1.5単位</p>	50名	弁護士法人 英知法律事務所 弁護士 淀川 亮氏
11月2日(水) 午後2時～ 午後4時30分 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側) ※公共交通機関を ご利用ください	<p>産業保健と法「両立支援と法」 (全6回シリーズ4回目)</p> <p>治療と仕事の両立支援に関わる法知識や、法的に求められる合理的配慮について等解説します。</p> <p>※産業保健と法シリーズについては、可能な限り連続で受講していただきますようお願いいたします。</p> <p>生涯(更新) 1単位, (専門) 1.5単位</p>	50名	京都産業保健 総合支援センター 相談員 篠原 耕一氏
11月9日(水) 午後2時～ 午後4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側) ※公共交通機関を ご利用ください	<p>「臨床医のための産業医入門 (就業判定, 事後措置, 面接指導)」</p> <p>年々認定産業医の登録数が増えている一方で、「経験が無い」、「やり方が分からない」ことが臨床医の産業医活動を妨げる要因のひとつになっています。</p> <p>そのため臨床医が産業医活動を開始するために必要な実務テクニックを学ぶための研修会(年2回)を企画しました。</p> <p>第2回目は、健康診断と就業判定、事後指導、ストレスチェックの面接指導について学びます。</p> <p>生涯(専門) 2単位</p>	50名	京都産業保健 総合支援センター 相談員 古海 勝彦氏

日時・場所	テーマと概要	定員	講師
11月16日(水) 午後2時～ 午後4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側) ※公共交通機関を ご利用ください	「両立支援について」(仮題) 詳細未定 生涯(実地) 2単位	50名	京都産業保健 総合支援センター 相談員 櫻木 園子氏
11月25日(金) 午後2時～ 午後4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側) ※公共交通機関を ご利用ください	「病気や障害を持つ労働者に対する 就業上の配慮の実際～合理的配慮の視点から～」 2016年の改正障害者雇用促進法の施行より、雇用の分野では障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、事業者は過度な負担とならない範囲で「合理的配慮」の提供が義務付けられています。また、近年のダイバーシティ推進の観点からも、病気や障害を持つ労働者への支援の重要性が増しています。今回は合理的配慮に係る法令の仕組み、安全配慮など他の配慮との違いや、事例など、産業保健活動の実践に役立つポイントをご紹介します。 生涯(専門) 2単位	50名	南森町 CH 労働衛生コン サルタント事務所代表 医師 辻 洋志氏

■お申し込み方法■

「京都産業保健総合支援センター」ホームページ (<https://www.kyotos.johas.go.jp>) からお申し込みください。

定員に達している場合はお申し込みできませんので、ホームページでご確認ください。

■受付開始日■

研修受付開始日は同センター(TEL: 075-212-2600)にご確認ください。

なお、同センターのHPおよびメールマガジン(月2回発行。登録(無料)が必要です。)でもお知らせしています。

■お問い合わせ先■

独立行政法人労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター

電話. 075-212-2600 FAX. 075-212-2700

〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル東館5階

お詫びと訂正

8月15日号(No.2227)の地域医療部通信P.3の“令和4年度「京都産業保健セミナー」および「京都衛生管理者会総会」開催のご案内”において、日医認定産業医制度の単位の記載に誤りがありました。以下のとおり訂正の上、お詫び申し上げます。

【誤】 生涯(更新) 1.0単位, 生涯(専門) 1.0単位

↓

【正】 生涯(更新) 0.5単位, 生涯(専門) 1.5単位(申請中)

京都府立医科大学附属病院からのお知らせ
第19回地域連携カンファレンス開催のご案内
(当番診療科：感染症科)

京都府立医科大学附属病院では、地域に暮らす人々の健康増進のため、地域の医療機関の皆さまとの連携をさらに強化することを重要な柱としております。そのためには地域の医療機関の皆さまとの「顔の見える関係」が何より重要であると考え、定期的に意見交換会（地域連携カンファレンス）を開催しております。今回は感染症科が当番診療科として開催いたします。下記のとおりご案内申し上げますので、ぜひともご参加いただけましたら幸いです。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、Webにて開催させていただきます。

日 時 令和4年9月15日(木) 午後5時30分～午後6時30分

形 式 Web開催 (Zoom ミーティング)

担当診療科 感染症科

内 容

(1) 開会のあいさつ

京都府立医科大学附属病院感染症科 教授 貫井 陽子 氏

(2) 講演『COVID-19における最新の話題』

演者：京都府立医科大学附属病院感染症科 助教 山本 千恵 氏

対 象 医療関係者（どの職種の方でも参加可能です。）

参 加 費 無料

主 催 京都府立医科大学附属病院

後 援 京都府医師会

※ (予定) 日医生涯教育制度：0 最新のトピックス・その他 (1単位)

申し込み方法は裏面にあります。

ご参加には事前の参加登録が必須です。

事前参加登録

- ・ウェブによる申し込み

下記にアクセスしてください。

<https://bit.ly/3zXuhba> (大文字小文字区別)

もしくは右記 QR コードよりお申し込みください。⇒

事前参加登録



当日の視聴手順

入力されたメールアドレス宛に当日参加用 URL が届きます。

開始時間になりましたらアクセスしてください。

注意事項

- ・一医療機関から複数名参加される場合であっても申し込みは一人ずつでお願いします。
- ・当日までにテスト環境で接続テストを実施いただくことをお勧めしております。

テスト環境 URL <http://zoom.us/test>



お問い合わせ

075-251-5286 (担当：地域医療連携室 藤本・宮浦)

京都府立医科大学附属病院からのお知らせ
第20回地域連携カンファレンス開催のご案内
(当番診療科：内分泌・糖尿病・代謝内科)

京都府立医科大学附属病院では、地域に暮らす人々の健康増進のため、地域の医療機関の皆さまとの連携をさらに強化することを重要な柱としております。そのためには地域の医療機関の皆さまとの「顔の見える関係」が何より重要であると考え、定期的に意見交換会(地域連携カンファレンス)を開催しております。今回は内分泌・糖尿病・代謝内科が当番診療科として開催いたします。下記のとおりご案内申し上げますので、ぜひともご参加いただけましたら幸いです。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、Webにて開催させていただきます。

日 時 令和4年9月29日(木) 午後5時30分～午後7時05分

形 式 Web開催 (Zoom ミーティング)

担当診療科 内分泌・糖尿病・代謝内科

内 容

- (1) 開会の挨拶
京都府立医科大学附属病院 教授 福井 道明氏
- (2) 内分泌症例検討
京都府立医科大学附属病院 専攻医 原田 侑季氏
- (3) 糖尿病症例検討
京都府立医科大学附属病院 専攻医 河原崎温奈氏
- (4) 講演『原発性アルドステロン症
～ガイドライン改定ポイントを踏まえて～』
演者：京都府立医科大学附属病院 医員 畑 真之介氏
- (5) 講演『明日から使える糖尿病治療薬のはなし』
演者：京都府立医科大学附属病院 助教 岡田 博史氏

対 象 医療関係者(どの職種の方でも参加可能です。)

参加費 無料

主 催 京都府立医科大学附属病院

後 援 京都府医師会

※(予定)日医生涯教育制度：74 高血圧症(0.5単位)、76 糖尿病(0.5単位)

申し込み方法は裏面にあります。

ご参加には事前の参加登録が必須です。

事前参加登録

・ウェブによる申し込み

下記にアクセスしてください。

<https://bit.ly/3zVd7Lb> (大文字小文字区別)

もしくは右記 QR コードよりお申し込みください。⇒

事前参加登録



当日の視聴手順

入力されたメールアドレス宛に当日参加用 URL が届きます。

開始時間になりましたらアクセスしてください。

注意事項

- ・一医療機関から複数名参加される場合であっても申し込みは一人ずつでお願いします。
- ・当日までにテスト環境で接続テストを実施いただくことをお勧めしております。

テスト環境 URL <http://zoom.us/test>



お問い合わせ

075-251-5286 (担当：地域医療連携室 藤本・宮浦)

令和4年度 大阪府医師会健康スポーツ医学講習会 「前期」開催のご案内

第33回近畿医師会連合健康スポーツ医学講習会 } 共催
第34回大阪府医師会健康スポーツ医学講習会 }

- と き** 令和4年10月15日(土) 午後2時～午後7時35分
16日(日) 午前9時～午後6時20分
※今年度は「前期講習会」のみの開催です。
※更新単位取得のための『再研修会』ではございません
- と ころ** (来 場) 大阪府医師会館 2階ホール (大阪市天王寺区上本町2-1-22)
(Web) https://zoom.us/webinar/register/WN_8Zph7DuUSUSyp02PosDR-A
- 主 催** 近畿医師会連合, 大阪府医師会
- 講習内容** 次頁プログラム参照
- 受講資格** 近畿各府県医師会所属会員等 (非会員でも可)
- 来場定員** 100名 (申し込み多数の場合は抽選)
- 申し込み方法** (来 場) 次々頁の申込用紙を『大阪府医師会地域医療2課』(FAX:06-6765-3737) までご提出ください。
(Web) 上記URLまたは次々々頁QRコードをご利用ください。
(京都府医師会ホームページTOPページ→産業医・スポーツ医関連→近医連主催研修会一覧)
- 申し込み締切** 9月15日(木)
- 受講料等** 受講料(1万円)は、大阪府医師会から指定の振替用紙を講習会受講票とともに9月末頃に発送されますので期日までに速やかにお振込ください。なお、欠席されても返金には応じかねますのでご注意ください。
- 終了証** 講習会当日は、来場受講の方は受講票にて、Web受講の方は「当日のWeb入退時刻」と「講習会後のテスト問題解答」の2点による受講確認を行い、2日間すべてのカリキュラムを受講された方には、大阪府医師会より修了証を交付いたします。なお、本講習会の修了証は、日本医師会への申請の際に必要となりますので、紛失などにご注意ください。本研修会は各日とも厳重に出欠確認を行います。途中退場された場合は、修了証は発行できかねますので、予めご留意ください。
- 問い合わせ先** ご不明な点がございましたら、大阪府医師会地域医療2課健康スポーツ医学係 (TEL:06-6763-7002, FAX:06-6765-3737) までご連絡ください。

◇令和4年度健康スポーツ医学講習会「前期」プログラム

◎令和4年10月15日(土)

時間	内容および講師	座長
14:00～14:05	開会挨拶 大阪府医師会理事 前川たかし	
14:05～14:15	○日本医師会認定健康スポーツ医制度について 大阪府医師会理事 前川たかし	
14:15～15:15	1. スポーツ医学概論(60分) 大阪公立大学 名誉教授 藤本 繁夫	前川たかし
15:20～16:20	5. 運動と栄養・食事・飲料(60分) 大阪公立大学 都市健康・スポーツ研究センター 教授 横山 久代	藤本 繁夫
16:25～17:25	12. 運動のためのメディカルチェック——内科系(60分) 関西医科大学健康科学センター 教授 木村 穰	横山 久代
17:30～18:30	6. 女性と運動(60分) 関西医大附属病院 産婦人科助教 辻 祥子	木村 穰
18:35～19:35	13. 運動のためのメディカルチェック——整形外科系(60分) 行岡病院スポーツ整形外科センター長 史野 根生	前川たかし

◎令和4年10月16日(日)

時間	内容および講師	座長
9:00～10:00	9. 発育期と運動——整形外科系(60分) 地域医療機能推進機構大阪病院 副院長 島田 幸造	有田 幹雄
10:05～11:05	8. 中高年者と運動——内科系(60分) 角谷リハビリテーション病院 院長 有田 幹雄	長谷 公隆
11:10～12:10	2. 神経・筋の運動生理とトレーニング効果(60分) 関西医科大学リハビリテーション医学講座 教授 長谷 公隆	吉川 貴仁
12:10～12:55	休憩(昼食)(45分)	
12:55～13:55	3. 呼吸・循環系の運動生理とトレーニング効果(60分) 大阪公立大学大学院医学研究科運動生体医学 教授 吉川 貴仁	田中 美成
14:00～15:00	10. 中高年者と運動——整形外科系(60分) 大阪公立大学 生活科学研究科 教授 田中 美成	吉川 貴仁
15:05～16:05	4. 内分泌・代謝系の運動生理とトレーニング効果(60分) 大阪市立総合医療センター糖尿病・内分泌センター長・栄養部 細井 雅之	宇佐美郁哉
16:10～17:10	7. 発育期と運動——小児科系(60分) 兵庫県立尼崎総合医療センター小児科 部長 宇佐美郁哉	細井 雅之
17:15～18:15	11. メンタルヘルスと運動(60分) 大阪公立大学大学院 教授 井上 幸紀	前川たかし
18:15～18:20	閉会挨拶 大阪府医師会理事 前川たかし	

(敬称略)

大阪府医師会 地域医療2課あて FAX: 06-6765-3737

来場用

令和4年度

第33回近畿医師会連合健康スポーツ医学講習会
第34回大阪府医師会健康スポーツ医学講習会

「前期」

受講申込書

*新型コロナウイルス感染状況によっては
会場受講が中止になる場合がございます。日 時: 令和4年10月15日(土) 午後2時00分~午後7時35分
16日(日) 午前9時00分~午後6時20分会場: 大阪府医師会館
(大阪市天王寺区上本町2-1-22)

フリガナ		性別	1. 男	2. 女	
氏名		生年月日	1. 大正	2. 昭和	3. 平成
所属 医師会名	府県 地区	専門 科目	1. 小児科	2. 内科	3. 外科
住所 *修了証の 送付先	〒	電話番号	-	-	
	都道府県	緊急連絡先	-	-	
		F A X	-	-	
医師免許 証番号	勤務先名称	[役職]			
	第 号	医籍登録 年 月 日	1. 大正	2. 昭和	3. 平成
Q: スポーツ医に関する資格および日医認定の健康スポーツ医学講習会の修了証をお持ちですか?					
1. あり	a. 認定資格取得済: 日医・日整会 ^(※1) ・日本スポーツ協会 ^(※2) ・その他 ()				
	b. 現在受講中: お持ちの修了証は、平成 年 月に開催された 主催の [前期 ・ 後期] 講習会				
2. なし					

<補足説明>

*1: 日本整形外科学会認定スポーツ医,
日本整形外科学会スポーツ医学研修
会総論修了者*2: 日本スポーツ協会公認スポーツドク
ター、または同養成講習会基礎科目
修了者(上記に該当される場合は、本講習会の受講
の必要はございません)

WEB 受講用申込案内

令和4年度 健康スポーツ医学講習会「前期」 Web 受講申し込みについて *必ずご確認ください。

【Web 受講】 ※ Zoom を利用して受講いただけます。



(1) 下記 URL または QR コードよりお申し込み。

https://zoom.us/webinar/register/WN_8Zph7DuUSUSvp02PosDR-A

※ 9月15日(木) 締切 (以後, Web 受講はお申し込みできませんのでご注意ください)。

※ 同一のメールアドレスを使って複数人が申し込むことはできません。

※ 受講当日に使用するデバイスでご登録ください。

※ 入力項目は, 受講者管理のために必要ですので必ずご入力ください。

(2) 申し込み直後にメールが届きますのでご確認ください。

講習会当日参加ページの URL が, メール文面中段に掲載されています。

※ 届かない場合は, 恐れ入りますが, n-matsushita@po.osaka.med.or.jp (担当: 松下) までご連絡ください。

(3) 講習会テキストは, 10/14 (金) と 10/15 (土) の開催 1 日前の案内メール (リマインドメール) にダウンロード用の URL を掲載いたします。

※ 本講習会の視聴 URL は 2 日間とも同一のものです。登録完了メールおよび★開催 1 日前の案内メール (リマインドメール) の削除や紛失等にお気を付けください。

★…開催 1 日前の案内メール (リマインドメール) は 10月14日(金) と 10月15日(土) に送られます。

【当日参加方法】

①開催 1 日前 (10/14 (金), 10/15 (土)) に案内メール (リマインドメール) が届きます。

・ 当日参加ページの URL が掲載されています。そちらをクリックしてご参加ください。

・ インターネット回線が混み合う可能性があるため, 講習会開始までに (1 日目→午後 2 時まで に, 2 日目→午前 9 時まで) に 余裕をもってご参加ください。

** 受講確認について **

・ 「講習会後のテスト問題解答」が必要です。(解答必須)

日医の規程により, 受講確認のため, 後日 (10月17日(月) 午後 5 時まで) に, ご登録のメールアドレスにテスト問題の URL をお送りいたします。

各講演ごとに 5 問ずつ出題。解答を必ず送信してください。

* テ ス ト 問 題 : Google フォームでの解答

* 解 答 期 間 : 10月17日(月) ~ 11月4日(金) まで

* 講演のアーカイブ : 10月28日(金) ~ 11月4日(金) まで (期間中は何度でも講演を視聴することができます。)(録画・録音はご遠慮ください。)

- ・日医の規程に基づき、「当日のWeb入退時刻」と「講習会後のテスト問題解答」の2点により受講確認を行います。

受講確認ができた方へ修了証を郵送いたします(11月中旬～11月下旬に発送予定)

※遅参・早退により、一部未受講の講義につきましては、修了証は交付されません。

【事務局】

大阪府医師会 地域医療2課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL: 06-6763-7002, FAX: 06-6765-3737

メール: n-matsushita@po.osaka.med.or.jp (担当: 松下)

京都府医師会

在宅医療・地域包括ケアサポートセンター 通信

令和4年度

第1回「京都在宅医療塾 探究編」
(Web講習会) 開催のご案内

今年度、第1回「京都在宅医療塾 探究編」は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としてWeb会議システムを活用し、Web講習会として開催いたします。

昨年度に引続き、京都府医師会 理事 / 医療法人同仁会 (社団) 京都九条病院 精神科・心療内科 / 医療法人同仁会 (社団) 介護事業部 事業部長統括医師 西村幸秀先生に「在宅療養する本人・家族に寄り添う医療とは～見立てと治療, 意思決定支援～」というテーマで、ご講演いただきます。是非、ご参加ください。

第1回「京都在宅医療塾 探究編」

- と き 令和4年9月11日(日) 午前10時～午前11時30分
- と ころ ※ Webでの配信となりますのでご注意ください。
- テ ー マ 「在宅療養する本人・家族に寄り添う医療とは～見立てと治療, 意思決定支援～」
- 対 象 医 師 (京都府医師会会員, 研修医, 勤務医, 高齢者施設等で診療される医師など)
看護師 (訪問看護にかかわるまたは, 今後かかわる予定の看護師など)
- 講 師 京都府医師会 理事 / 医療法人同仁会 (社団) 京都九条病院 精神科・心療内科 /
医療法人同仁会 (社団) 介護事業部 事業部長統括医師 西村 幸秀氏
- 内 容 座学
- 参加費 無料 ※ Web会議システム Zoom ウェビナーを用います。
- 申し込み 申し込み方法は、在宅医療・地域包括ケアサポートセンターホームページ申込みフォームからのみとなります。 ※裏面参照してください。
- 締 切 各研修会の前々日 9月9日(金) 正午までにお申し込みください。
- 日医生涯教育カリキュラムコード：4. 医師-患者関係とコミュニケーション (1.5単位)
- 修了証 Zoomの入退室管理により出席を確認した医師に修了証を発行いたします。
なお、開始早々の退出や30分未満の参加については修了証の発行はいたしかねますのでご了承ください。※受講確認のため、1人1台の通信端末(PC等)で参加いただく必要がございます。
- 問い合わせ 京都府医師会在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
(TEL: 075-354-6079 / FAX: 075-354-6097 / Mail: zaitaku@kyoto.med.or.jp)

WEB講習会の為、FAXでのお申し込みはできません

令和4年度 第1回京都在宅医療塾 探究編

申込案内

本研修会はインターネット配信「Zoom」を使用して開催いたします。

第1回京都在宅医療塾 探究編 お申し込みフォーム



左記のQRコードをお手持ちのスマートフォンのバーコードリーダーで読み取ると、申込フォームのページが表示されます。

または、検索エンジンにて「京都 在宅医療」で検索し、当センターホームページからお申し込みできます。

京都 在宅医療

検索

<https://kyoto-zaitaku-med.or.jp/>

9月9日(金)夕方以降に Zoomより招待メールを送信いたします。

迷惑メールの設定をされている方は、「no-reply@zoom.us」を迷惑メールの設定から外してください。

メールが届かなかった時は、迷惑メールフォルダに振り分けられていることがありますのでご確認ください。

迷惑フォルダにも無かった場合は、075-354-6079までお電話ください。

※本研修会で配信する研修内容の録音・録画行為及び使用された資料の複製・転載を禁止します。

Web研修会に参加したことがない皆様へ

★申し込み
方法が
分からない

★パソコン
苦手…

★インターネットの
繋ぎ方が
分からない

★メール
アドレスを
持っていない

★Zoomって
何だろう…

何でもお気軽にお問合せください!!!

その他、ご不明点がございましたら
当センターまでご連絡ください

TEL : 075-354-6079

京都府医師会 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

京都府医師会

在宅医療・地域包括ケアサポートセンター 通信

令和4年度
第2回「京都在宅医療塾 探究編」
(Web講習会) 開催のご案内

本研修会は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、Web講習会として開催いたします。今回は京都府リハビリテーション教育センターに企画を依頼し、京都府立医科大学リハビリテーション医学教室の講師により、①「在宅リハビリテーション治療・サービス総論—いつ・どのように・どうやって?—」②「在宅リハビリテーション治療・サービスにおける疾患・障害別アプローチ方法—診療で普段使いできる6つの見方—」の2テーマで講演を開催いたします。

是非、ご参加ください。

第2回「京都在宅医療塾 探究編」

と き	令和4年10月16日(日) 午前10時～12時00分
と ころ	※ Webでの配信となりますのでご注意ください。
テ ー マ	①在宅リハビリテーション治療・サービス総論 —いつ・どのように・どうやって?—
講 師	京都府立医科大学 リハビリテーション医学教室 教授 三上 靖夫氏 准教授(集学的身体活動賦活法開発講座) 沢田光思郎氏
テ ー マ	②在宅リハビリテーション治療・サービスにおける疾患・障害別アプローチ方法 —診療で普段使いできる6つの見方—
講 師	京都府立医科大学 リハビリテーション医学教室 講師・医局長 河崎 敬氏 助教 垣田 真里氏
対 象	医 師 (京都府医師会会員, 研修医, 勤務医, 高齢者施設等で診療される医師など) 多職種
内 容	座学 ※ Web会議システム Zoom ウェビナーを用います。
参 加 費	無料
申し込み	申し込み方法は、在宅医療・地域包括ケアサポートセンターホームページ申込みフォームからのみとなります。 ※裏面参照してください。
締 切	各研修会の前々日 10月14日(金) 正午までにお申し込みください。
日生涯教育カリキュラムコード	各0.5単位
	13. 医療と介護および福祉の連携 73. 慢性疾患・複合疾患の管理 80. 在宅医療 82. 生活習慣

修了証 Zoomの入退室管理により出席を確認した医師に修了証を発行いたします。
なお、開始早々の退出や30分未満の参加については修了証の発行はいたしかねますのでご了承ください。※受講確認のため、1人1台の通信端末(PC等)で参加いただく必要がございます。

問い合わせ 京都府医師会在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
(TEL:075-354-6079 / FAX:075-354-6097 / Mail: zaitaku@kyoto.med.or.jp)

WEB講習会の為、FAXでのお申し込みはできません

令和4年度 第2回京都在宅医療塾 探究編

申込案内

本研修会はインターネット配信「Zoom」を使用して開催いたします。

第2回京都在宅医療塾 探究編 お申し込みフォーム



左記のQRコードをお手持ちのスマートフォンのバーコードリーダーで読み取ると、申込フォームのページが表示されます。

または、検索エンジンにて「京都 在宅医療」で検索し、当センターホームページからもお申し込みできます。

京都 在宅医療

検索 

<https://kyoto-zaitaku-med.or.jp/>

**10月14日(金) 夕方以降に
Zoomより招待メールを送信いたします。**

迷惑メールの設定をされている方は、「no-reply@zoom.us」を迷惑メールの設定から外してください。

メールが届かなかった時は、迷惑メールフォルダに振り分けられていることがありますのでご確認ください。

迷惑フォルダにも無かった場合は、075-354-6079までお電話ください。

※本研修会で配信する研修内容の録音・録画行為及び使用された資料の複製・転載を禁止します。

Web研修会に参加したことがない皆様へ

★申し込み方法が分からない

★パソコン苦手…

★インターネットの繋ぎ方が分からない

★メールアドレスを持っていない

★Zoomって何だろう…

何でもお気軽にお問合せください!!!

その他、ご不明点がございましたら
当センターまでご連絡ください

TEL:075-354-6079

京都府医師会 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

認知症対策通信

認知症対応力向上多職種協働研修会
(綾部・福知山) 開催のご案内

この研修会は、参加する多職種が、協働の意義について共通の認識を持ち、フラットなコミュニケーションを通して、情報を共有できる内容とし、認知症ケアに携わる多様な職種の視点や役割を相互に理解し、認知症の人が必要とする支援を役割分担しながら、協働して提供できる地域連携体制を構築することを目的に開催します。ご出席くださいますようお願い申し上げます。

【綾部・福知山会場】

と き 令和4年10月8日(土)
午後2時～午後4時

と ころ ホテルロイヤルヒル福知山&スパ
(京都府福知山市土師小字澤居山176番地)

※新型コロナウイルス感染症の状況によってはWeb
開催へ変更する場合があります。

内 容 1. 趣旨説明
2. 事例検討①
3. 事例検討②
4. ディスカッション

事例提供者 大槻医院 院長 大槻 匠氏
西垣内科医院 院長 西垣 哲哉氏

コメンテーター
認知症サポート医

対 象 かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者および認知症サポート医、歯科医師認知症対応力向上研修修了者、薬剤師認知症対応力向上研修修了者、市町村等の認知症施策担当職員および認知症地域支援推進員、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の多職種、その他開催地区医師会が認める者

定 員 30名
※万が一満員でご参加をお断りしなければならなかった場合のみご連絡申し上げます。

参加費 無料

申し込み 申し込み方法はホームページ申込フォームよりお申し込みを受け付けております。

主 催 京都府医師会

共 催 綾部医師会、福知山医師会、京都丹波歯科医師会



問い合わせ 京都府医師会 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
TEL：075-354-6079 / FAX：075-354-6097
メール zaitaku@kyoto.med.or.jp

その他 受講修了者には京都府・京都市・京都府医師会発行の修了証書を発行いたします。

当センターのメールアドレス「zaitaku@kyoto.med.or.jp」より、ご連絡することがあります。迷惑メールの設定をされている方は、「zaitaku@kyoto.med.or.jp」を設定から外していただきますようお願い申し上げます。

「地域包括診療加算」および「地域包括診療料」の施設基準における「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の一部、「29. 認知能の障害」に該当します。

入退室時間の記録をいたします。

遅刻や途中退出されますと単位が付与されない場合がありますのでお時間にご留意ください。

◆日医生涯教育講座

◆日医生涯教育カリキュラムコード 2単位

29. 認知能の障害：2単位

●ホームページ申込フォーム

右記のQRコードをお持ちのスマートフォンで読み取ると、申込フォームが表示されます。または、検索エンジンにて「京都 在宅医療」で検索し、当センターホームページからお申し込みできます。



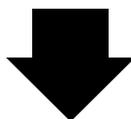
● FAX

下記, 受講申込書を FAX でも受け付けております。
ご都合の良い方法でお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

認知症対応力向上多職種協働研修会 (2022.10.8) 綾部・福知山地区
受講申込書 (FAX)

職 種	医 師 ・ その他 ()
所 属 地 区	
ふ り が な	
氏 名	
所 属 機 関 名	
メ ー ル ア ド レ ス	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
受 講 票 ・ 修 了 証 書 送 付 先	※送付希望先を選択ください 医療機関 ・ 自 宅
	〒 ー
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本研修会は参集型での開催を予定しておりますが、<u>新型コロナウイルス感染症の状況により、Web 開催に変更となる可能性がございます。</u>その際には、1人1台PC・タブレット等の端末が必要となります。 ・ Web 開催に変更となる場合には改めて、お電話 (またはメール) にてご連絡いたします。 ・ 定員人数を超過した場合にはご連絡いたします。

京都府医師会 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
FAX (075) 354 - 6097



認知症対策通信

令和4年度かかりつけ医認知症対応力向上研修 (Web開催) 開催のご案内

本研修は、国が定める「認知症地域医療支援事業」の一環で、府医が京都府・京都市から委託を受けて実施しております。各地域において医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とし、かかりつけ医として必要で適切な認知症診断の知識・技術などの習得に資する内容となっております。是非ご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

本研修会は、収録した講演を前半 Part と後半 Part に分けて Web 配信をいたします。ご都合の良い日程を選択し、それぞれ1回ずつ受講してください。どちらかのみ受講も可能ですが、日医かかりつけ医機能研修制度応用研修の単位付与はいたしかねます。お含みおきくださいますようお願い申し上げます。

【前半 Part】

- と き ①8月18日(木) 午後6時～午後8時
②10月22日(土) 午後2時～午後4時
③2023年1月21日(土) 午後2時～午後4時
- と ころ ※ Web での配信 (Zoom ウェビナー) となりますのでご注意ください
- 内 容 「基本知識」「診療における実践」
- 講 師 北山病院 院長 澤田 親男 氏 (認知症サポート医幹事)
※前半 Part ①②③は同じ内容です。

【後半 Part】

- と き ①8月25日(木) 午後6時～午後7時30分
②10月29日(土) 午後2時～午後3時30分
③2023年1月28日(土) 午後2時～午後3時30分
- と ころ ※ Web での配信 (Zoom ウェビナー) となりますのでご注意ください
- 内 容 I 「かかりつけ医の役割」
II 「地域・生活における実践」
- 講 師 I はやし神経内科 院長 林 理之 氏 (認知症サポート医幹事)
II 京都府立医科大学大学院 医学研究科 精神機能病態学 精神医学教室
教授 成本 迅 氏 (認知症サポート医幹事)
- ※後半 Part ①②③は同じ内容です

対 象 府医師会員，会員医療機関の医師，勤務医，看護師，介護職，福祉職，行政職等

参加費 無料 ※ Web 会議システム Zoom ウェビナーを用います。

修了証 Zoom ウェビナーの入退室管理により前半 Part，後半 Part 両方の出席が確認できた方に，研修修了者情報の京都府・京都市への提供等を確認する確認票をメールにて送付いたします。ご提供いただいた確認票を，京都府または京都市へ提供し，いずれかから修了証が発行されます。

申し込み 申込方法はホームページ申込フォームのみとなります。

問い合わせ 京都府医師会在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
(TEL：075-354-6079 / FAX：075-354-6097)
メール zaitaku@kyoto.med.or.jp

日医生涯教育カリキュラムコード

【前半 Part】

29. 認知能の障害（2単位）

※「地域包括診療加算」および「地域包括診療料」の施設基準における「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の一部，「29. 認知能の障害」に該当します。

【後半 Part】

4. 医師－患者関係とコミュニケーション（0.5単位）

13. 医療と介護および福祉の連携（1単位）

※前半 Part，後半 Part それぞれご出席の方に付与いたします。

日医かかりつけ医機能研修制度

【応用研修】 1単位

※前半 Part，後半 Part 共に出席確認ができた方のみに付与いたします。

※受講確認のため，1人1台の通信端末（PC等）で参加いただく必要がございます。

※入退室時間の記録をいたします。遅刻や途中退出されますと単位が付与されない場合がございます。お時間にご留意ください。

当日はネット環境が整った場所でご覧くださいますよう，
何卒よろしくお願い申し上げます。

■ 申し込み方法について

本研修会はインターネット配信「Zoom ウェビナー」を使用して開催いたします。

事前に接続テストをご希望の場合は下記までお問い合わせください。

● ホームページ申込フォーム

右記の QR コードをお持ちのスマートフォンのバーコードリーダーで読み取ると、申込フォームが表示されます。または、検索エンジンにて「京都 在宅医療」で検索し、当センターホームページからお申込みできます。



当センターのメールアドレス「zaitaku@kyoto.med.or.jp」よりご連絡することがあります。迷惑メールの設定をされている方は、「zaitaku@kyoto.med.or.jp」を設定から外していただけますようお願いいたします。

ご不明点がございましたら当センターまで、ご連絡ください。

京都府医師会 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

TEL : 075 - 354 - 6079

介護保険ニュース

「介護従事者である濃厚接触者に対する 外出自粛要請への対応について」の一部改正について

今般、B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえ、特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）となり、2日目および3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能となりました。

これにともない、本紙4月15日号記事「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」で示した、介護従事者である濃厚接触者が外出して介護に従事することに関する注意事項についても一部改正されましたので、下記のとおりお知らせします（下線部変更）。

なお、最終暴露日から7日間以内は当該濃厚接触者が感染していることにより他者へ感染させるリスクがあることを十分踏まえた上で、現場でのご対応をお願いします。厚生労働省では、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めていますので、申し添えます。

改正前		改正後
検査期間は、最終曝露日（陽性者との接触等）から <u>5日目</u> に陰性が確認されるまでとする。	→	検査期間は、最終曝露日（陽性者との接触等）から <u>3日目</u> に陰性が確認されるまでとする。

高齢者施設等における感染対策の徹底について

今般、厚生労働省老健局より、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策の一層の推進に向け、換気に関する留意点をまとめた資料や高齢者施設等における感染対策に活用可能な手引き等についてとりまとめた事務連絡が発出されましたので、お知らせします。

1. 感染拡大防止のための効果的な換気について

○高齢者施設等における効果的な換気対策として、エアロゾル感染と飛沫感染の双方の対策を同時に行うための考え方や換気を阻害しないパーテーションの配置方法及び留意点などについて、令和4年7月14日の新型コロナウイルス感染症対策分科会で提言されたところです（別添資料1）^(※1)。本提言では、換気の専門家監修の下でポイントが示されており、こうした点を参考に、各施設等の実情に応じて換気対策を実施いただくよう、管内の高齢者施設等への周知をお願いします。

(※1) 別添資料1のURL

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf



○換気の専門家の助言・知見を活用し、効果的な換気方法について共有等を行っている自治体の例^(※2)なども参考に、各自治体の実情を踏まえた周知の内容や方法の検討をお願いします。

(※2) 例えば千葉県松戸市では専門家の知見を活用し、高齢者施設向けの効果的な換気方法について共有している。

https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko_fukushi/kansenshou/kinkyu_hojokin.html



2. 高齢者施設等における感染対策に活用可能な手引き等について

○高齢者施設等における感染対策に活用可能な手引き、教材及び研修等については、「高齢者施設等における感染対策に活用可能な手引き、教材及び研修等について」（令和4年4月27日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）^(※3)でとりまとめてお示したところですが、これらの手引き等について、管内の高齢者施設等への周知や、これらを活用した都道府県等における研修、助言等の実施の検討をいただくよう、改めてお願いします。

(※3) <https://www.mhlw.go.jp/content/000941640.pdf>



京都府医師会会員の皆様へ ～ぜひ お問い合わせください～

<中途加入も可能です>

医師賠償責任保険制度(100万円保険)

【医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険】

本保険制度は、日本医師会医師賠償責任保険および特約保険の免責金額である100万円部分の補償ならびに施設に関わる賠償責任をカバーする医療施設賠償責任保険が付帯されたもので、日本医師会医師賠償責任保険制度を補完することを目的として発足いたしました。

加入タイプⅠ

ご加入対象(被保険者)：京都府医師会会員である診療所の開設者個人(A1会員)、医師会会員を理事もしくは管理者として診療所を開設する法人
人格権侵害が補償されます。
(※医療施設賠償責任保険のみ)

加入タイプⅡ

ご加入対象(被保険者)：京都府医師会会員である勤務医師(A2会員)、法人病院の管理者である医師個人

※医療施設賠償責任保険は含みません。

年間保険料

加入タイプⅠ…6,980円・加入タイプⅡ…4,010円ですが、
中途加入の場合は保険料が変わりますので代理店にご連絡ください。

※各タイプの補償内容はパンフレットをご覧ください。

※ご加入者数により、保険料の引き上げ等の変更をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

医師賠償責任保険に個人を被保険者としてご加入の場合、刑事弁護士費用担保特約が付帯されます。

このご案内は、医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容はパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりませんが、ご不明な点がありましたら代理店または保険会社におたずねください。

【契約者】 一般社団法人 京都府医師会

【取扱代理店】 東京海上日動代理店 有限会社 ケーエムエー(京都府医師会出資会社)
〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 京都府医師会館内
TEL 075-354-6117 FAX 075-354-6497

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 担当課：京都支店営業課
〒600-8570 京都市下京区四条富小路角

2022年3月1日作成 21-TC10097

京都医報 No.2228

発行日 令和4年9月1日

発行所 京都医報社

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6

TEL 075-354-6101

E-mail kma26@kyoto.med.or.jp

ホームページ <https://www.kyoto.med.or.jp>

発行人 松井 道宣

編集人 飯田 明男

印刷所 株式会社ティ・プラス



発行所 京都医報社

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東栞尾町6 TEL 075-354-6101

発行人 松井道宣 編集人 飯田明男